

令和5年度

危機管理対応マニュアル



いじめ対応マニュアル

不登校対応マニュアル

ネットいじめ対応マニュアル

不審者対応マニュアル

食中毒・異物混入対応・食物アレルギー緊急対応マニュアル

校内事故対応マニュアル

災害対応マニュアル

児童引き渡しマニュアル

弾道ミサイル発射対応マニュアル

学校への犯罪・テロへの対応マニュアル

熱中症への対応マニュアル

学校における指定感染症発生時の対応（新型コロナウイルス対応）マニュアル

七尾市立田鶴浜小学校

1 いじめ対応マニュアル

1. いじめ問題への基本姿勢

(1) いじめの定義・・・いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）より抜粋

◆「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことでなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(2) いじめ問題への基本姿勢

- ① 全教職員が、いじめは、「どの学校でもどの子どもにも起こりうる」ものであるという危機感を常にもって教育活動を実践する。
 - ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校全体で確認し、児童一人一人に指導徹底する。
 - ③ 一人一人を大切にする意識や日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
 - ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
 - ⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
- ★いじめ問題対応について共通理解を図った行動対応計画が適正に実施されているかモニタリングを行い、対応の充実・徹底を図る。

2. 指導体制の在り方

(1) 指導体制

- ① いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立していじめ・不登校見逃しゼロを実践する。
- ② いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や児童理解の時間などで取り上げ、教職員の共通理解を図る。
- ③ いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立する。

(2) 学校全体での指導

- ① お互いを思いやり尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たる。
- ② 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うように努める。
- ③ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、細心の注意を払っていく。
- ④ いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察

との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととする。

- ⑤ いじめられる児童に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っていく。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な指導を行っていく。

(3) 授業の中での指導

- ① 道徳や特別活動の時間の年間計画の中にいじめにかかわる問題を位置づけ指導を行うと同時に必要に応じて指導を行っていく。
- ② 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言を行っていく。
- ③ 児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を取り入れたりして積極的な推進を図っていく。

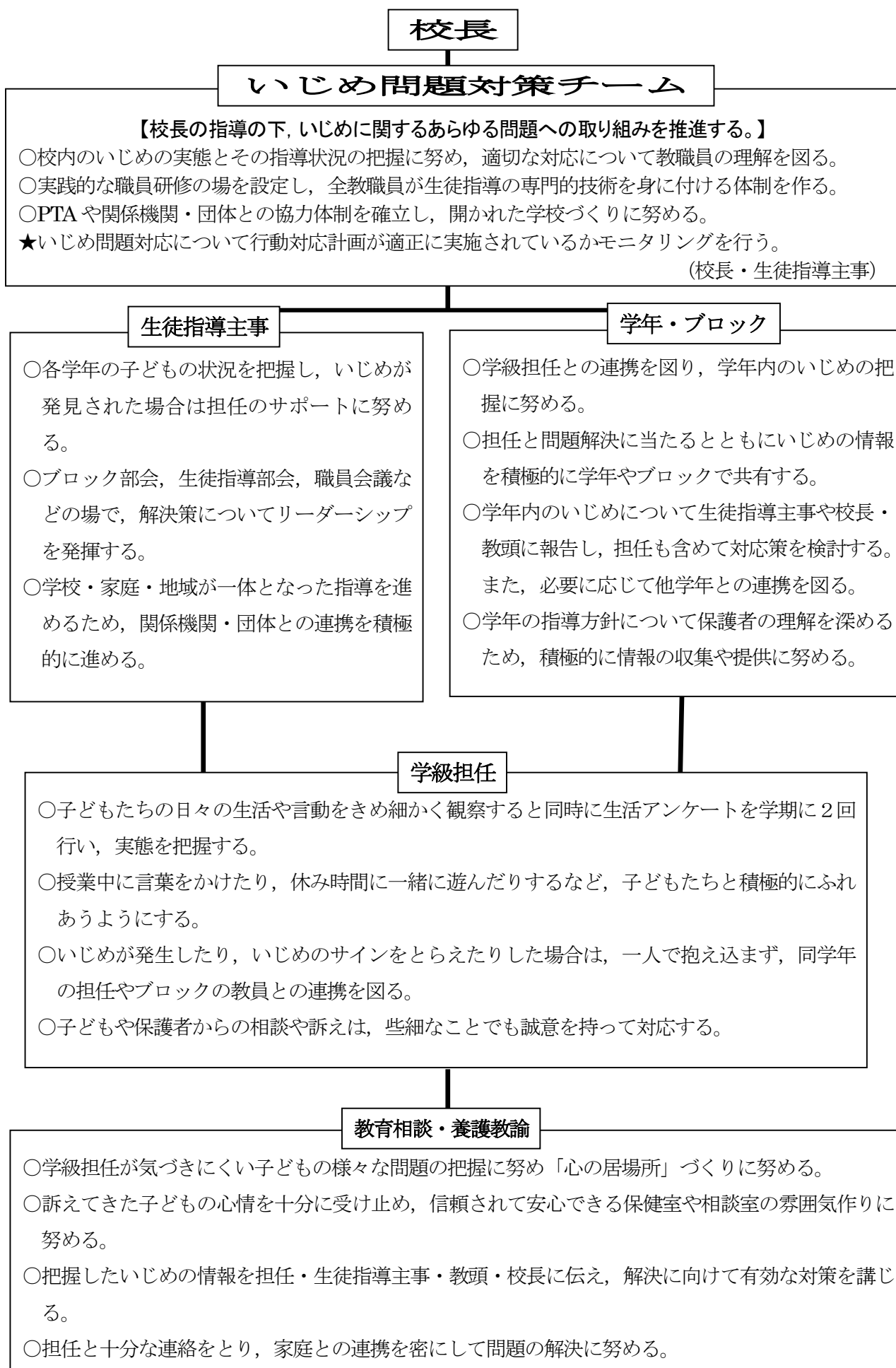
3. 早期発見・早期対応について

- ① 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- ② 児童の生活実態について、いじめなやみアンケート（年6回）や聞き取り調査を行うなど、きめ細かく把握していく。
- ③ いじめの把握にあたっては、級外の職員や養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- ④ 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応していく。
- ⑤ いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく的確に対応していく。
- ⑥ いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じて、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っていく。
- ⑦ 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制を整備し、適切に機能させる。また、保護者の悩みに応えることができる体制を作る。（相談窓口、相談箱の設置）
- ⑧ 教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携を図っていく。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底を図っていく。
- ⑨ 児童の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき、適切に取り扱っていく。

4. 家庭・地域社会との連携

- ① 学校におけるいじめの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っていく。
- ③ いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっていく。
- ④ PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めていく。

5. いじめへの対応について



(1) いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくり子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじめている子どもへの対応

- ① まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が表面にでていないことがあるので、いじめの集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして、話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校としていじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さず保護者に伝える。

- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

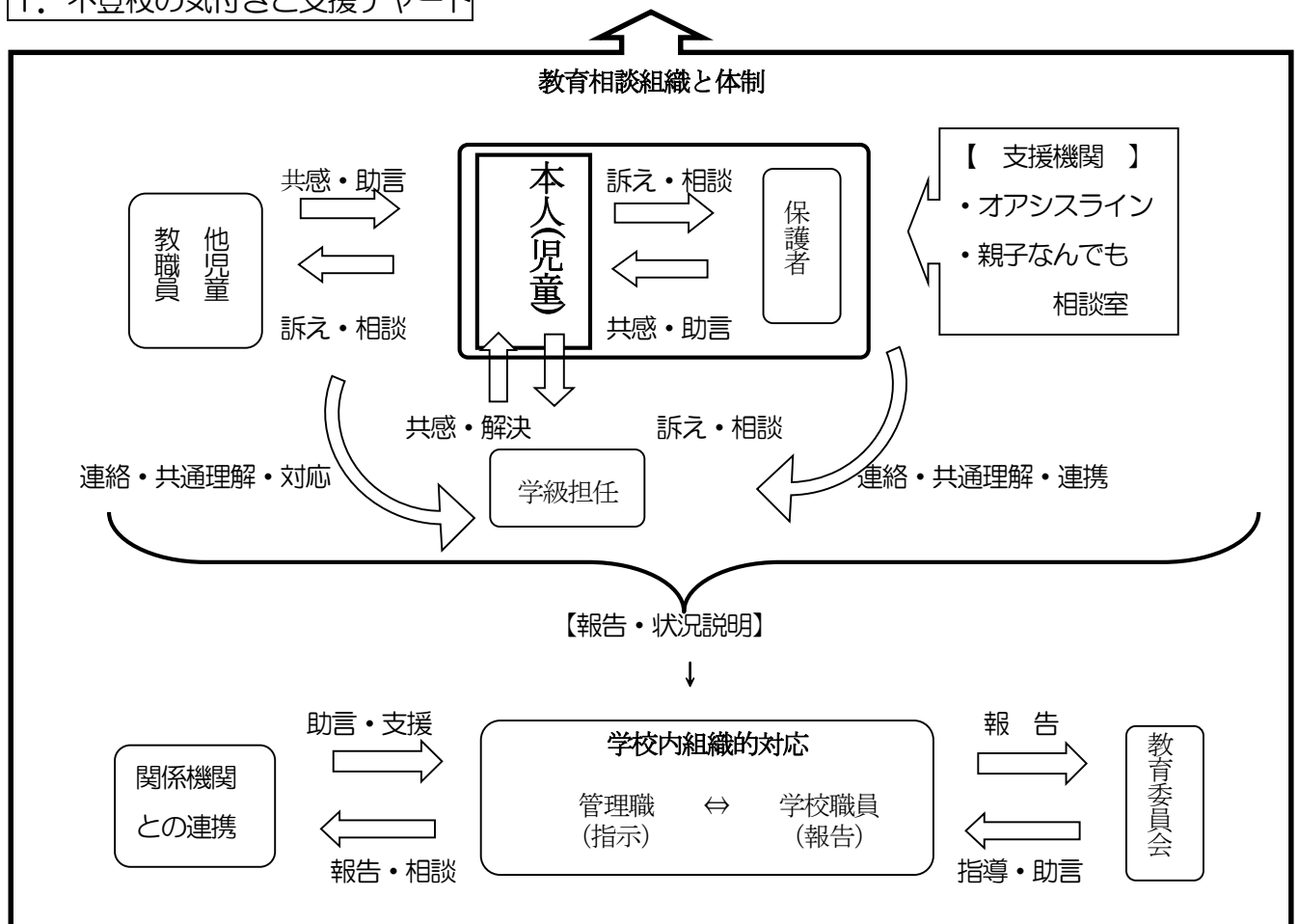
(4) いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解しあうように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらえるよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

いじめ等が発生した場合には、必ず児童の様子、周りの状況、教職員の対応、関係団体の協力及び対応について記録しておくこと

2 不登校対応マニュアル

1. 不登校の気づきと支援チャート



未然防止

- ・欠席状況が把握できる体制（教頭・養護教諭 → 担任，生徒指導主任）
- ・生活態度や行動の状況把握ができる体制づくり

【見立てのポイント】

現在の子どもの状態

- ① 情緒的な課題 ……抑うつ，不安，強い被害感，情緒不安定
- ② 発達障害等の課題 ……ASD，LDなどの傾向
- ③ 行動に表す傾向 ……非行，他者への攻撃

危機状況の見立て

- ① 学校での問題 ……いじめ，友人関係，教職員との関係，学習状況
- ② 発達の問題 ……幼児期からの育ち，幼保での様子，前担任からの情報
- ③ 家庭での問題 ……現在の親子関係の状況，家庭での急激な変化の有無 家庭内不和

対応等の記録について、必ず残しておくこと

2. 初期から中期の対応

不登校が疑われる欠席者が認められた場合（出停などは除く）……普段の児童生徒の実態把握が不可欠

	欠席日数	対 応	学校では	児童生徒・保護者には	支援のポイント
初 期 対 応	0日目	・保護者への確認	・日常的に遅れがちな児童について、共通理解し、電話等ですぐ確認する		
	1日	・連絡帳や電話による連絡	・気になる点があれば必ず記録を残す。		
	連続欠席3日	・家庭訪問 安否の確認、家庭の様子把握） ・児童生徒の様子、生活リズムの把握	・家庭訪問を行うことを学年主任、生徒指導主任、管理職等へ連絡。 ・訪問の結果を報告。	・まずは傾聴すること。 ・メモはその場で取らず、後で記入。	・児童生徒や保護者の立場に立った共感的理解を心がける。 ※腹痛、倦怠感、頭痛などが繰り返されていないかなど、欠席理由に注目すること。
中 期 対 応	連続欠席5日	・放課後登校、別室登校の呼びかけを検討	・学年主任、生徒指導主任、教育相談担当教員とともに対策を検討。	・教員も一緒に考えていく旨を伝え、情緒的混乱を和らげる。	・不登校という状態を受け入れ、児童生徒や保護者をそのまま肯定する姿勢をもつ。
	連続欠席7日以上	・SCの紹介 ・外部機関との連携	・特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任、SC等による見立て。 ・外部機関への連絡相談	・教員も一緒に考えていく旨を伝え、情緒的混乱を和らげる。	・学校における問題は必ず学校で解決する（友人関係、教職員との関係など）。 ・早期解決を焦らない。

3. 不登校が長期化することが予想される場合の対応

	対 応	学校では	児童生徒・保護者	支援のポイント
中 期 対 応	・家庭訪問の継続	・家庭訪問の頻度など、対応に関する報、連、相の徹底。	・曜日や時間などを決めて訪問する。	・焦らず、児童生徒の興味のあることや家庭での様子など、傾聴する姿勢を大切に、動き出すのを待つ。 ・児童生徒・保護者が最もつらい思いをしているという共感が前提であり、ともに考え支えるという姿勢で臨む。
	・関係機関との連携、定期的な情報交換	・関係機関との連携の方針等に関する報、連、相の徹底。 ・ケース会議等で情報の共有化を図る。		・現在どんなことが進行しているのかなど、専門家等と連携して客観的に把握する。 ・適応指導教室や相談機関と適宜連絡をとり、児童生徒の様子を確認する。

・学力保障の取組	・学力保障教材の作成。 ・別室登校が可能であれば、極力柔軟な対応を行う。	・可能であれば家庭での学習を勧め、家庭訪問の際にフォローアップする。	・学習の遅れへの不安を児童生徒・保護者が感じていることに共感しつつ、家庭学習は無理強いにしないように留意する。 ・時期により、児童生徒・保護者の不安感を和らげるため、進路に関する情報などの提供を適宜行う。
・担任への支援	・家庭訪問等の負担を考慮し、事務負担等の軽減を図る。		・担任が問題を抱え込まないよう、チームで解決に取り組むという意識の共有を学校全体で図る。

4. 児童に登校の兆しが表れてきた場合

回復期対応	対 応	学校では	児童生徒・保護者には	支援のポイント
	・別室登校を提案する。 ・学校行事への参加を勧める。	・使える部屋を確保する。 ・担任以外の支援者をできるだけ確保し、どのような支援を行うかを確認しておく。	・担任以外の支援者がいる場合は、支援者の動きや関わり方についても、事前に打ち合わせておく。	・当該学級や学年、学校全体で、当該児童生徒の状況を共有し、共通して対応すべきことがあれば確認しておく。
	・SCとの面談を勧める。	・SCとの情報共有を、担任だけでなく、不登校対策チーム、管理職などとも綿密に行う。	・可能であれば、児童生徒だけでなく、保護者との面談も計画する。	・現在の取組の状況を学校全体で共有する機会を頻繁にもち、教職員全員が同じ対応をとれるようにする。
	・学級で過ごすプランづくりを一緒に行う。	・当該学級の児童生徒の理解を図る。 ・補充学習の方策の検討。		・無理のないプランにするとともに、学級の児童生徒と一緒に取り組む意識の醸成に努める。

5. 日常の体制づくり

生徒指導体制

- ① 生徒指導提要にもとづく生徒指導計画の作成を行い、実践する。
- ② 全教職員が共通理解し意思統一を図る。
- ③ 月1回の職員会議を基本とし、必要があれば適宜児童理解会議を行う。
- ④ 子どもたちが楽しめる授業の充実を図る。（生徒指導の3視点を生かした授業づくり）
- ⑤ 危機管理マニュアルを改善し、改善危機管理体制の充実を図る。
- ⑥ 登下校の安全確保を行う。（下校時間の保護者への連絡、2人以上での下校）

教育相談体制（未然防止の取組）

（1）社会性の育成

- ① 毎月の生活目標を学年の段階に応じて具体化し、毎月自己点検を行う。
- ② 自主性を尊重し、秩序ある集団活動の充実で縦割り班活動を充実させる。

（2）基礎学力の徹底

- ① 「基礎・基本の時間」における「読み・書き・計算」の習熟を図る。
- ② 学習時間を確立する。（発展・補充授業を充実させる）
- ③ 帰りの会を利用して、個に応じた指導を工夫する。

（3）家庭や地域との連携

- ① 学校教育活動について説明する機会を設ける。

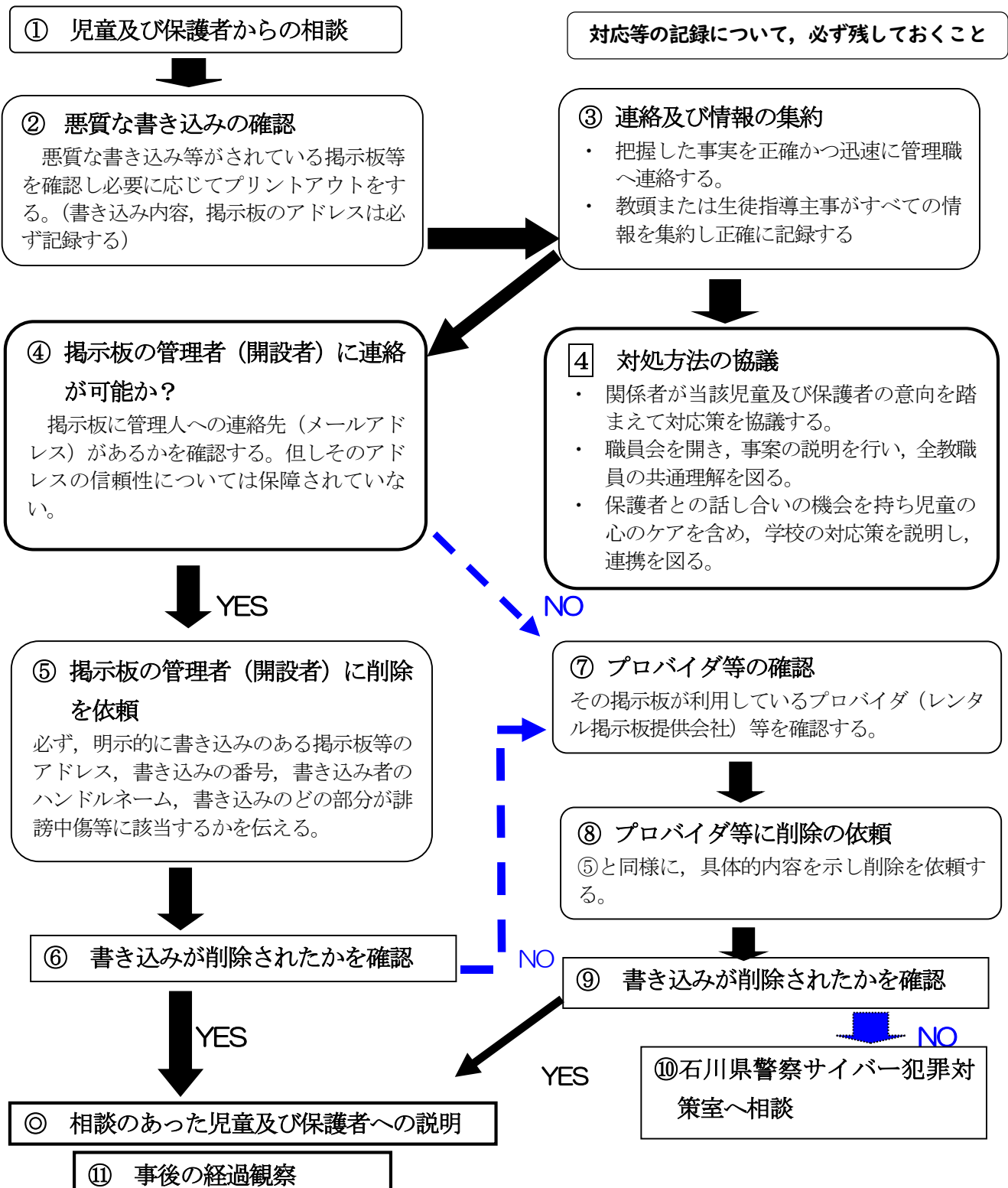
- ② 学校・家庭・地域の役割を問い直し、連携した教育を推進する。
 - ・いじめなやみアンケートを年6回行い、保護者に児童の様子を確認することと保護者の役割を見直す機会を設ける。（学年懇談の議題に載せる）
 - ③ 問題行動に応じて、電話連絡や家庭訪問などの早期対応を行う。
 - ④ 学校教育や学級経営に対する考えを通信等で連絡をする。
- （４）各種団体との連携
- ① 地区のスポーツクラブ
 - ② 地域保育園ネットワーク
 - ③ 民生児童委員・主任児童委員との連携
 - ④ 小・中連携（授業参観・学校祭など）
 - ⑤ 小・保連携（新入学児童の情報交換・授業参観・交流活動年間３回以上）

3 ネットトラブル対応マニュアル

1. 児童を守るために・・・悪質な書き込みをされた場合の対処方法

- 児童やその保護者から、ブログ・チャット・電子掲示板などに悪質な書き込みをされたという相談を受けた場合
- 書き込みの削除を事件化よりも優先する。
- 児童に対する指導を行い再発防止に努める。

◆ 対応フローチャート ◆



2. 児童・保護者への対応

(1) 児童への指導

① 被害児童への対応

- ・ 嫌な思いや不安を感じたことなどへの共感的理解を基本とする。
- ・ 特に、書き込みをした者が分からない場合は、周りのすべての友人に疑いを持つなど、精神的に追い詰められた状態になっていることもあるので、十分配慮する。
- ・ 必要に応じて養護教諭、カウンセラーなどと連携する。

② 加害児童への対応（書き込みを行った児童が判明した場合）

- ・ 相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う。
- ・ 不特定多数の者が閲覧できる場で、一方的に他人を誹謗中傷することは犯罪になる可能性もあり、絶対に許されないことを厳しく指導する。
- ・ メールやSNS等への書き込みには、必ず責任が伴うことを理解させる。
- ・ 加害児童の複雑な心の屈折やストレスの背景に配慮することも必要である。

③ 一般児童への指導

- ・ 指導日時、指導する内容、対象児童（クラス、学年、全校）について、事前に十分協議する。
- ・ 被害児童の人権やプライバシーに配慮しながら実施することを確認し、教員によって指導内容が異なることがないように留意する。
- ・ 七尾市によるネットアンケート実施を行い、ネット上のマナーの周知徹底を行う。

- **自分や家族、友だちの情報を書き込まない**
- **他人を誹謗中傷しない**
- **困ったときは、まず相談する**



3. 指導のポイント

- ① 電子掲示板等に他人を誹謗中傷する書き込みをする行為については、その内容によって名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になる可能性があること。
- ② 電子掲示板に匿名で書き込みをしても、警察が犯罪行為であると判断した場合には書き込みをした者の特定を行っており、実際に捕まっているケースもあること。
- ③ 電子掲示板でのトラブルが殺人事件にまで発展してしまう危険性があること。
- ④ 現実世界と同様にインターネットなどを利用する際にもルールやマナー（ネチケツ）があり、トラブルを避けるためには、お互いにネチケツを守らなければならないこと。
- ⑤ 誹謗中傷は、いじめであり、それによって人を不幸にすることになること。

4. 保護者への啓発

インターネット上のトラブルについては、初期の段階で対策を講じていれば被害を防げるケースも多いので、保護者の方にもインターネットの知識や危険性について知り、家庭でのルール作りの参考にしてもらおう。

ネットの 知識を得る

インターネット上では、常に新しいサイトやシステムが登場するため、その危険性を把握するには、多くの努力を必要とします。保護者が危険性を理解していない空間に子どもを放任することは非常に危険なことなので、できる限りネットの知識を得るようにしましょう。

家庭の ルール決め

インターネットの危険性を十分認識し、家族でインターネット接続のルールを作りましょう。保護者の目の届く範囲でパソコンを使用させる等のルールを作りましょう。

子どもの 行動を見守る

何らかのトラブルに巻き込まれた子どもたちは、必ず行動に変化が認められます。そのシグナルを見逃さないようにパソコン等の使い方を普段から観察し、子どもの行動に理解を示しましょう。

フィルタリン グの活用

悪質なサイトを見せないことで、子どもたちが事件に巻き込まれることを未然に防ぐことができますので、フィルタリングを有効に活用し、違法・有害サイトへ接続させないようにしましょう。



ネット時代に子どもを見守るポイント

- ① 自分の身は自分で守れること （判断・自制・勇気ある退去）
- ② 他人に迷惑や危害を加えないこと （思いやり・常識ある行動）
- ③ ネット依存症にならないこと （自制・親の見守り）

4 不審者対応マニュアル

1 不審者侵入の防止

①校門

- ・正門と児童が通常登下校する児童用校門には、来校者向けに「来校者の方は正門から校舎入口へおいで下さい」の案内を掲示する。

②校門から校舎入口

- ・児童玄関は8時10分から下校まで施錠し、来客者と児童の出入りがぶつからないようにする。
- ・来客者が出入りできる玄関は1箇所とし、校門から玄関までのルートと違うところを通らないようにする。

③校舎への入り口

- ・来客用玄関は常に自動ロックされており、インターホンで来校者の顔と名前をチェックして校内に入ってもらう。
- ・玄関には来客者名簿を設置し、名前を記入してもらう。
- ・児童玄関2か所は、朝の始業時、運動場玄関は、朝の始業時、長休み後、昼休み後には職員が施錠を確認する。
下校時刻に合わせて、解錠・施錠を確認する。
- ・授業時には、職員が校舎内を巡視する。

④郊外の巡視・巡回

・登校時の巡視

職員は出勤時に安全を確認しながら出勤をする。情報を共有していく。

毎月1日にはPTAの協力を得て、街頭指導を行う。

・通学路の合同点検

PTA・児童・職員と合同で点検を実施する。

・地域見守り

交通推進隊・児童民生委員・駐在所の協力を得て、登下校時の見守り活動を実施する。

2 不審者侵入時の緊急対応

チェック1 『不審者かどうか』

対応1 退去を求める

→退去を求めても応じない場合は、児童に危害を加える恐れがないかどうか速やかに判断する。

チェック2 『危害を加える恐れがないか』

対応2 隔離・通報する

→危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内して児童から隔離するとともに、他の職員の応援を得て、速やかに「110番」に通報するなどの対応を迅速に行う。危害を加えるおそれがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求める。

対応3 児童の安全を守る（隔離できない場合）

→教職員は身近にある用具などを用いて侵入した不審者と適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止する。また、全校に周知して、児童に被害が発生したり、被害が拡大したりしないようにする必要がある。

チェック3 『負傷者がいるか』

対応4 応急手当を行う

→負傷者がいるかどうか把握し、負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請など対応する。同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。また、全体の児童生徒等の心を落ち着かせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には養護教諭を中心に心のケアに着手する。

対応5 事後の対応措置を取る

→事後は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成等が必要となる。事件・事故災害対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。

3 登下校時の不審者等による緊急事態発生時の対応

チェック1 『緊急対応が必要か』

学校の登下校時の不審者情報の第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックする。

対応1 被害者等の安全確保

→緊急事態が必要と判断した場合は、児童の安全確保を図る取組を迅速・的確に行う。

チェック2 『不審者が確保されているか』

被害者等の安全確保を行った後、不審者が確保されているかチェックする。

対応2 登下校の安全確保

→不審者が確保されていない状況が続く、登下校時の児童に被害が及ぶ危険性がある場合は、保護者への引き渡しや集団登下校など児童の安全を確保する。

→警察の緊急パトロールの要請、地域住民・保護者・学校安全ボランティア等の防犯パトロールの要請など登下校の安全確保を行う。

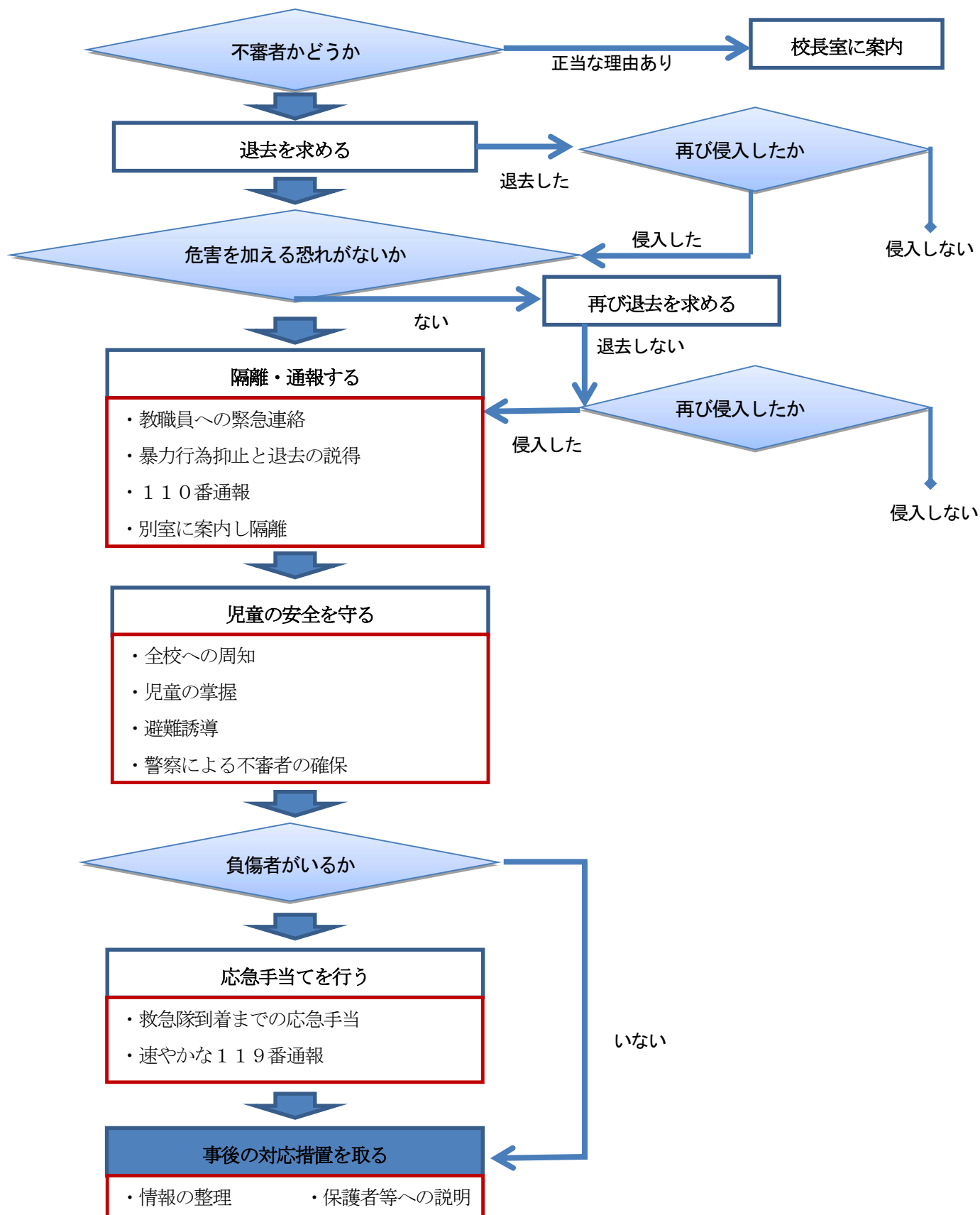
対応3 事後対応・措置

→事態終息後、事態への対応を見直し、日頃の対策と緊急対応を改善する。

→養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行う。

→情報を整理し教育委員会等への報告書を作成し、報告する。また、必要に応じて「保護者説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を行う。

4 不審者対応フローチャート（校内侵入時）



5 不審者対応避難訓練概要（校内侵入時）

不審者、近辺の職員	近くの教室	職員室
◆不審者を発見したら、声をかける。 『ご用件は？校長室へどうぞ』		
◆緊急サイレン（ハンドマイク）を鳴らし、職員室及び他教室に知らせる。 ◆その後、自教室に戻って施錠する。	◆教室の内鍵をかける。（教師） ◆騒がずに、静かに教師の指示を待つ。（児童）	◆不審者の侵入とその位置を確認する。
		◆放送で不審者の侵入とその位置を知らせる。 【放送】 「大型車が運動場玄関から突入。現在〇〇付近です。」
	◆不審者の教室内への侵入に備えて、バリアゲードをつくる。（教師） ◆不審者確保までの間は、不審者が教室内に侵入しないように、注意を払う。（教師） ◆次の指示が出るまで、しゃべらずに待機する。（児童）	◆対応可能な職員は複数で現場へ駆けつける。 ◆刺す刃や棒などを持つ係 ◇できるだけ刺激をしないように。 ◇不審者があまり動きまわらないように。 ◆連絡係（携帯電話を持って、警察に通報） 警察署（53-0110） 【通報】七尾市立田鶴浜小学校に不審者が侵入しました。至急出動をお願いします。 教育委員会（53-5090） 【通報】七尾市立田鶴浜小学校に不審者が侵入しました。警察へは通報しました。 ◆職員室には、警察官を案内する係を残す。 ◆不審者確保を確認してから、放送する。 【放送】緊急集会を開きます。児童のみなさんは先生の指示に従って体育館に集まりましょう。 ◆避難ルートを確認し、体育館へ避難する。
◆警察官が到着し、不審者を確保。		
※《全校集会》（進行） 1 人数を確認し、校長に報告する。 2 警察署員からの講評・指導 3 校長講話 ◆全教職員で次の避難訓練の課題の確認 ◆各学級で振り返りのための補充指導		

5 登下校時における不審者等、緊急事態への対応

登下校時において、児童を対象とした犯罪が敢行される事態を防止するために、下記の点について、学校保護者、地域等が連携し、児童の危険を回避するよう適切な対応をとる。

（１）児童に対する注意喚起について（指導事項）

- ・複数での下校を指導し、暗い道や人通りの少ない裏道等は、使用させない。
- ・声かけや誘いには応じないように事前指導する。
- ・子ども１１０番の家などを周知し、緊急時には、直ちに１１０番通報をする等の事前指導を徹底する。

（２）家族等の迎えを待つ場合の待ち合わせ場所について

- ・保護者が迎えに来る場合は、学校内（体育館）で待機することを周知徹底する。

※保護者の迎えが無い場合は、学校にて留め置く。

（３）学校周辺の安全点検について

- ・定期的に防犯の観点で、学校から児童が利用する最寄りのバス停等まで及び保護者が迎えに来る際の待ち合わせ場所の点検を行う。
- ・異常等が見られた場合には、早急に対応すること。

5 食中毒対応マニュアル

1. 患者の早期発見に努める

日頃から児童の健康状態の把握するように努め、食中毒患者の早期発見に努めることが必要。

- (1) 児童の欠席率の動向に注意し、異常の発見に努める
- (2) 健康観察その他によって健康の異常の発見に努め、疑わしい症状のある場合は、速やかに学校医または医師の診断を受けさせ、その指導により必要な措置を講じる
- (3) 健康に異常のある児童は、教員等に申し出るよう指導し、保護者に対しては、児童が食中毒にかかったり、その疑いがある場合には、学校にその旨を報告するよう指導する
- (4) 関係保健所等からの情報提供を受け、地域における食中毒の発生及び流行状況を把握するように努める

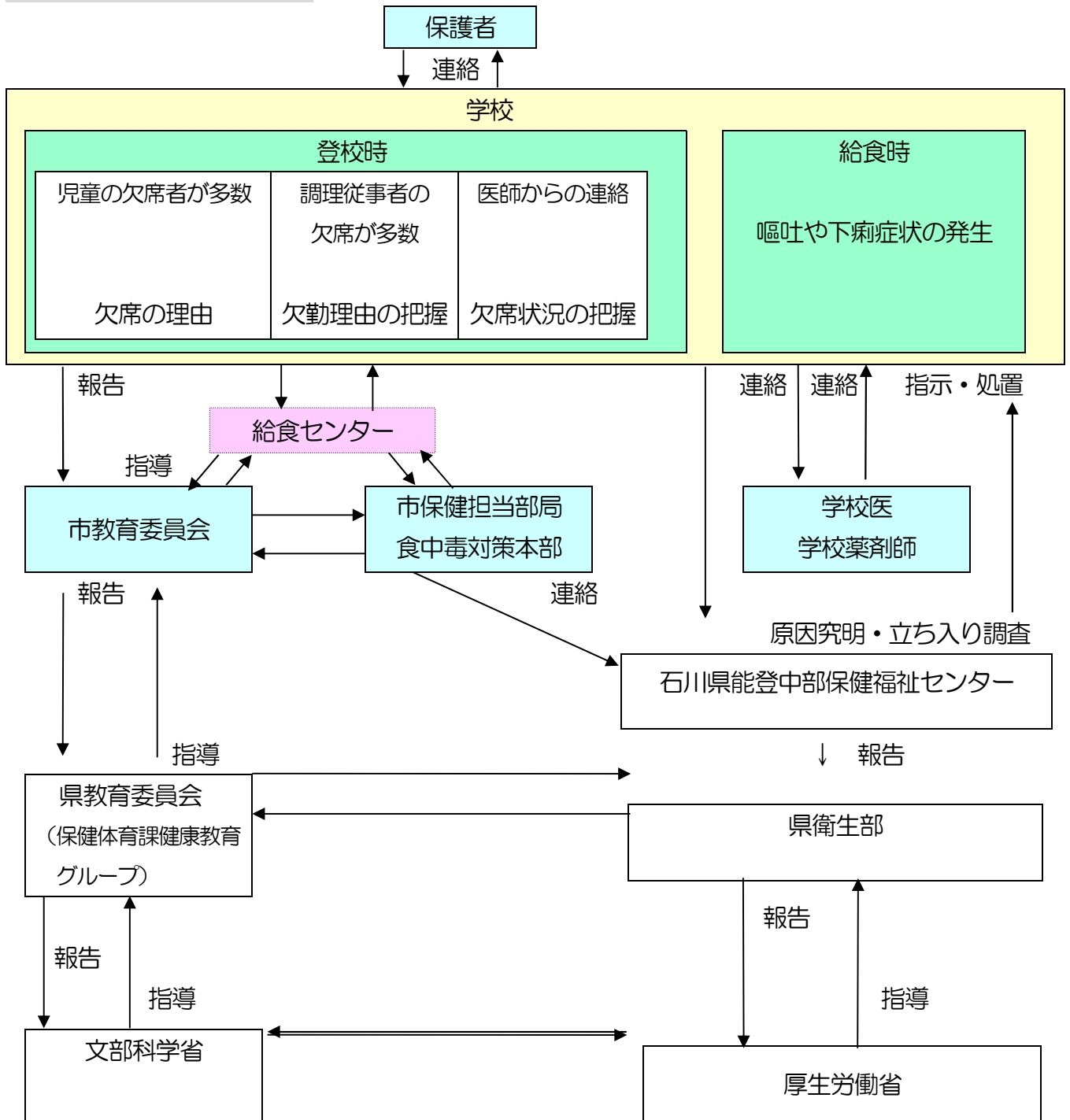
2. 食中毒発生時における学校の対応

食中毒が集団発生したり、あるいは集団発生の疑いがあったりするときは、学校は、速やかに次のような措置を講じる

- (1) 校長は、異常を訴える者や欠席者の欠席理由や症状に風邪様症状、腹痛、下痢、発熱、嘔吐が共通に見られるなど、食中毒の疑いがあるときには、直ちに学校医、教育委員会、給食センター、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期す
 - ①学校給食の中止についても速やかに判断する
 - ②保護者に対しては、教育委員会や保健所の指示に基づき、食中毒発生の（疑いがある）事実、児童の健康調査、検便などの各種調査への協力をお願いなどを学級担任を通じて速やかに連絡する
- (2) 校長は、校内組織等に基づいて、教頭、保健主事、学級担任、養護教諭、給食主任、技師などの役割を再確認し、校内外の取組み体制を強固なものにする
特に教育委員会、保健所や報道関係には、校長又は教頭が責任を持って対応する
校長は、保健主事に学校保健委員会の開催を指示するなど、学校、家庭、地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る
- (3) 食中毒発生時になされる緊急連絡は、情報がより速やかに伝達されるようあらかじめ編成した連絡網（地域別連絡網など）を用いることが望ましい。その際、学校から各家庭に伝達する内容については、個人のプライバシーなどの人権の侵害が生じないように配慮する
- (4) 食中毒発生時には、保健所の指示の下に、児童及び教職員の健康状態及び喫食状況を、「健康調査票」、「喫食調査票」などにより組織的に把握する。また、学校医などの指示のもとに、必要に応じて、欠席者に対し家庭訪問による調査、相談も行う
- (5) 校長は、保健所等による立ち入り検査がある場合、担当責任者を定めて的確に対応する
- (6) 校長は、教育委員会、保健所その他の関係機関に対しては、発生状況を定期的に報告し、指示を求めること。教育委員会への報告は、終息するまで継続的に行う
- (7) 校長は、食中毒の発生状況、食中毒についての正しい知識、児童及び家族の健康管理の注意事項を随時保護者に連絡し、協力を求める
- (8) 校長は、児童に対し、緊急の全校集会などで、次のような事項につき必要な指導を行う

- ①食中毒の発生状況
- ②食中毒についての正しい知識
- ③手洗いの励行など健康管理面の注意事項
- ④食中毒に罹患している児童、その家族等に対し差別偏見によるいじめなど不当な扱いをしないようにする

3. 食中毒発生時の連絡体制



6 異物混入対応マニュアル

1. 異物混入の発見（異物の種類により判断すること）

（1）危険な異物の場合

◆金属やガラス類など、児童の生命に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合は、児童の安全性を最優先に対応策について検討する

◆非危険物の場合

毛髪や虫、食材の包装材料の切れ端などの異物については、不愉快であり衛生的ではないが生命の影響度も少ないと思われるので、直接その異物を除去する

また、異物の種類によっては、その食缶を使用せず、給食センターと相談し、代わりの食缶の使用について検討する

2. 異物混入における対応について（危険な異物の場合）

（1）学校内の連絡体制

◆児童→担任または技師 → 教頭 → 校長

◇児童の被害状況の把握

◇異物ならびに全校分の給食の保全

◇教職員全員に周知し、校内の連絡体制を確立する

◇当該児童から異物混入の状況について聴取する

（2）関係機関への連絡体制

①学校 → 市教育委員会（TEL 53-5090）

→ 給食センター（TEL 68-3135）

◆異物発見後、速やかに連絡する

◆異物の状況によっては、PTAの役員にも説明する

②市教育委員会における連絡体制

◆学校教育課⇄県教育委員会

⇄警察署（異物の種類や児童の被害状況を把握してから校長との協議により調査依頼を検討する）

③被害児童の保護者への説明と謝罪

◆経過説明と当面の対応策ならびに再発防止対策について説明する

④保護者への報告

◆重大な異物混入については、学校を通じて保護者に対し異物混入の概要について説明する

（3）異物混入防止対策

①パン、米飯、牛乳などの保管については食堂を施錠するなどにより安全性を確保する

②配膳員の遵守事項の点検

◆配膳室の安全点検と針等の持ち込み禁止と作業に入る前の日常の被服点検の徹底

(4) 食堂における異物混入の点検

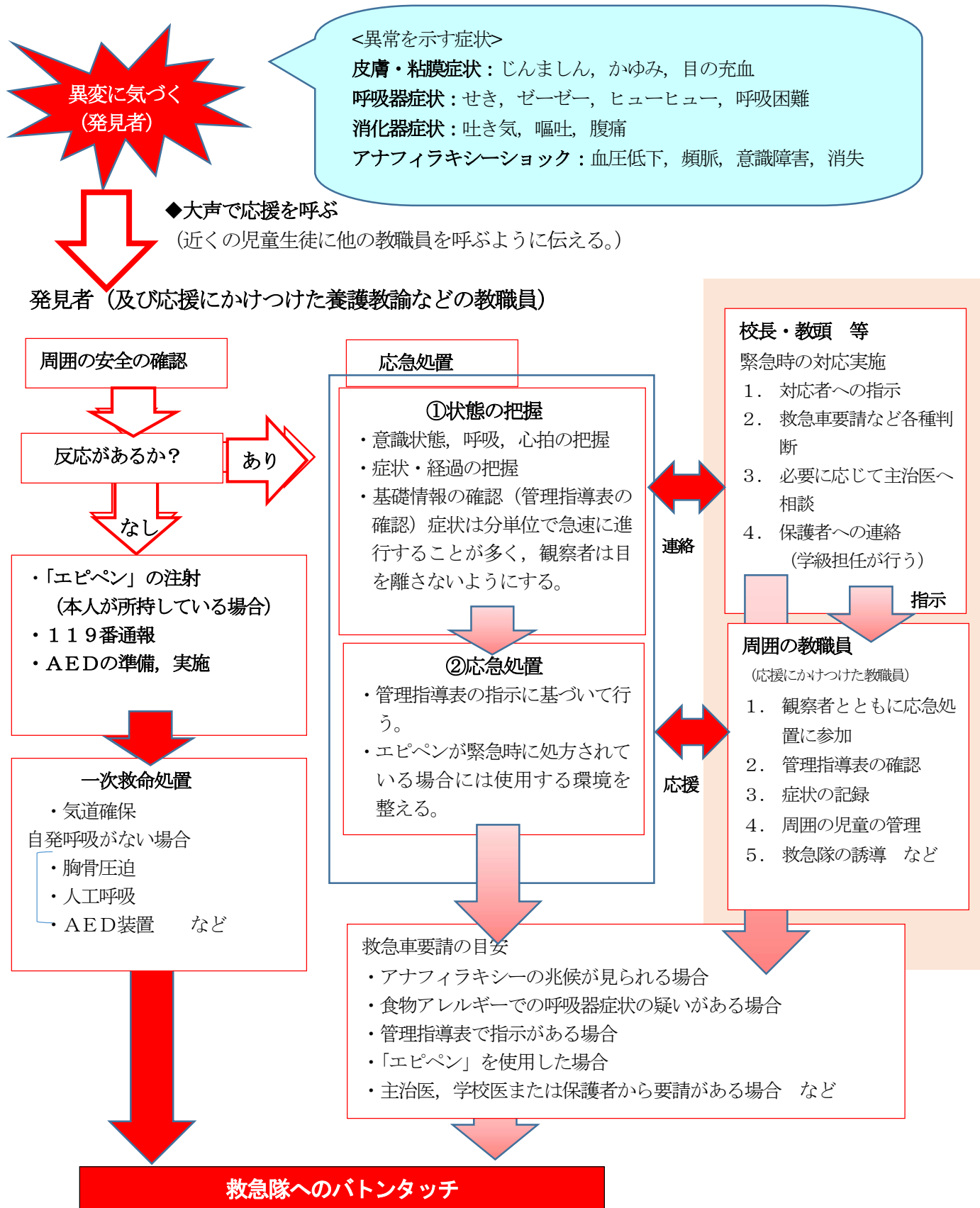
- ①食堂の施設の徹底と安全管理について点検すること
- ②校内の不審者対策を強化すること
- ③食堂内の整理整頓の徹底

(5) 異物混入と児童に対する指導

- ①学校給食における異物混入に関しては、センターからの給食コンテナの受け取り、ワゴンへの移動、配食する過程において、十分点検しながら未然防止に努めること
- ②画鋸や針などの危険物が給食に混入した場合の危険性や命の大切さについて指導すること

7 食物アレルギー・緊急時対応マニュアル

◎アナフィラキシー症状をきたした児童を発見したときの対応



発見者のチェックシート

発見者が行うこと

- ①子供から目を離さない、ひとりにしない
- ②助けを呼び、人を集める
- ③エピペンや内服薬を持ってこさせる

全身の症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳

消化器の症状

- ☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- ☐ 繰り返す吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み (がまんできる)
- ☐ 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

ただちに救急車で医療機関へ搬送

エピペン使用・その場で安静 動かさない

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合 吐き気おう吐がある場合



呼吸が苦しく仰向けになれない場合



速やかに

医療機関を受診

安静にし、

注意深く経過観察

8 校内事故対応マニュアル

急用・研究授業・自習等で指導者が教室に不在になるときの事故発生を防ぐための手立て

- ◆学習ルールの確認
 - ◇悪ふざけ・けんか・いやがらせ
- ◆学習内容の確認と自習終了者への次の学習内容の指示
 - ◇テスト・ワークシート・その他の学習課題 → 読書・別のワークシート・ドリル等
- ◆危険な作業を伴う学習は回避
 - ◇理科（電気・化学薬品・アルコールランプ・ガスバーナー等）
 - ◇図工（工作・彫刻・版画等）
 - ◇家庭（包丁・ガスレンジ・電気製品・熱湯等）
 - ◇体育（危険を伴う学習内容 体力を高める運動・器械運動・陸上運動・水泳等）

事故発生

- ◆時系列のメモをとりながら落ち着いて対応
- ◆大きな事故であればあるほど他の教職員の協力を得て対応
- ◆近くに教職員がいない場合は複数の児童に職員室等へ呼びに行くよう指示
- ◆児童への励まし等の声かけ

保健室への搬送

- ◆養護教諭等によるけがの程度の確認と判断

保護者への連絡と搬送先の確認

- ◆保護者への状況を説明と搬送先・搬送方法等の確認
- ◆学級担任 家庭環境調査票 → 付添者

救急車の出動要請・タクシーの手配・保護者の迎えの確認

- ◆誘導

職員室への連絡

- ◆救急車出動要請時 → 教育委員会への事故発生と対応の概要報告
- ◆付添者の確認

病院への搬送

- ◆付添者は携帯電話と家庭環境調査票を持参

学校への報告

- ◆診断結果について報告

保護者への経過・事後処置の概要説明

- ◆保護者に事故の発生と対応について概要を説明
- ◆日本スポーツ振興センター等に関係する事後処置の流れについて説明
 - ※ 事故の内容によっては後で説明する

帰校

- ◆事故の程度と病院の診断、保護者の状況から総合的な判断 → 帰校 → 教育委員会

お見舞

- ◆学級担任と管理職等でお見舞
 - ※ 児童の心のケアを最優先する

児童の心のケアと事後処置

- ◆児童の心のケアと保護者への誠意ある対応
 - ※ 心からの誠意をもって励まし、不安を抱くことのないよう心のケアに努める
 - ※ 保護者が不安を抱かないよう細心の注意を払って事後処理を進める
 - ※ 保護者に記載をする資料等を依頼・送付するときは、手紙や電話等で説明をする

頭頸部外傷への対応

◆頭頸部外傷の予防のために

※頭頸部外傷事故は、男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。

※競技経験の浅い段階で事故が起こりやすい。発達段階や技量に応じた活動計画を立て、適切な指導を行うことはもとより、無理な練習や施設設備の不備等がないように注意をする。

◆事故発生後の対応について

※決してすぐには立たせずに、意識障害の有無等をチェックする。意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。また、脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐ。

※頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察が必要である。頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力（まひ、筋力低下）、感覚異常（しびれ、異常感覚）、呼吸の状態の4つを確認することが必要であり、動かさないで速やかに救急車を要請する。動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、救急隊に搬送してもらうようにする。

9 災害防災マニュアル

1. 学校および周辺地域の災害想定および避難場所

災害項目	被害想定（場所）	避難場所
火災	＜火元確認場所＞ 理科室・家庭室・給湯室 隣接する給食センター	①グラウンド ②体育館（雨天時等の場合）
地震	＜大地震が発生した場合＞ 平成16年統合の際改修，耐震化校舎であるが，S47 築で老朽化が目立つ。体育館外非常階段は倒壊の恐れ 図書室・理科室は，ロッカー，棚の転倒のおそれ 震度5 弱以上の場合は保護者引き渡しをする	①グラウンド ②体育館（雨天時等の場合）
津波	＜能登大地震発生の場合＞ 本校の位置は，海拔18m 津波想定区域ではない 田鶴浜町で津波浸水の影響がある町会は馬場町で予想津波到達開始時間37分最大津波到達時間46 分 津波の高さ0.7m よって，校舎に津波の影響はないと予想されるが，児童の下校の安全のため，学校に留め置き，保護者引き渡しをする	① 校舎棟3階以上
浸水	＜豪雨，台風の場合＞ 本校は海拔18mであり，浸水想定区域ではない 平成30年8月31日からの豪雨時には二宮川が氾濫 校区浸水被害 住家床上14床下43 非住家床上2床下32であった。校区各地区に被害が出る可能性がある場合は，保護者引き渡しをする	① 体育館 ② 校舎各階教室
土砂崩れ	本校は 土砂災害警戒区域ではない 校区の三引川周辺が土砂流の可能性があり，児童の下校には，引き渡しを想定する必要がある	①グラウンド ②体育館（雨天時）

学校周辺の避難所

避難所	場所	連絡先
指定避難所	本校（指定されています） 屋内収容人員 239 野外収容人数 14,084 屋内避難施設面積 478 屋外避難面積 28,169	68-3111
	県立田鶴浜高校	68-3116
	田鶴浜勤労体育センター	68-3803
	田鶴浜体育館	68-3803
	田鶴浜武道館	68-3803
	健康福祉プラザさつき苑	68-3230
	田鶴浜地区コミュニティセンター	68-3336
指定緊急避難場所	田鶴浜地区コミュニティセンター相馬分館	68-3525

3. 災害時配備体制

(1) 休日・夜間時

配備体制	災害		教職員配置と対応
	風水害	地震・津波	
警戒体制	警報 大雨・洪水 暴風・暴風雪	震度4	＜教職員＞校長・教頭・教務 ＜対応＞ ① 施設設備の被害の確認と報告 教頭→校長→市教委 ※復元は市教委報告後にすること ② 授業の有無決定と市教委・生徒の状況報告
特別警戒体制	相当規模の被害の発生又はそのおそれのある場合	震度5（弱） 津波警報	＜教職員＞校長・教頭・教務 ＜対応＞ ① 施設設備の確認と報告 教頭→校長→市教委 ※復元は市教委報告後にすること ② （状況により）児童の安否確認・授業有無の決定 担任→教頭→市教委
非常体制	甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合	震度5（強）以上 大津波警報	＜教職員＞全教職員が連絡可能状態で配置 ＜原則＞事態が落ち着いてから学校に出勤 ＜出勤できない場合＞ ・途中の情報を持って最寄りの機関・学校等へ仮配備し、学校長に報告・指示を受ける ＜対応＞ ① 教職員の安否被害確認 連絡網→校長→市教委 ② 児童の安否確認・授業有無の決定 担任→学年主任→校長（教頭）→市教委 ③ 施設設備の被害確認と報告 管理担当→教頭→校長→市教委 ※復元は市教委報告後にすること

児童生徒等の安否確認・連絡体制（休日・登下校時・夜間時）

＜地震発生の場合＞

震度	安否確認	連絡手段
震度4以下	×行わない	×
震度5弱	△被害状況により校長判断	連絡手段順位 ①電話連絡 ②家庭訪問 ③避難所訪問
震度5強以上	○全員行う	

＜安否確認時の内容＞

- 児童生徒等及び家族の安否・けがの有無
- 被災状況（児童生徒等の様子・困っていることや不足している物資等）
- 居場所・今後の連絡先・連絡方法 等

(2) 教職員在校時

分 担	担 当 者	内 容
本部・本部長	校長	全体の状況把握, 必要な判断・指示
通報・連絡	教頭・事務職員	警察・消防・教育委員会への連絡 保護者・PTAへの連絡
誘 導	学級担任・授業者	避難誘導, 人員点呼・報告, 児童管理
救 護	養護教諭	救護場所設置, 救護, 搬送対応
捜 索	級外	避難誘導, 搜索活動
搬 出	事務職員	避難誘導, 搜索・救出, 非常持ち出し
初期消火	男子職員	避難誘導, 搜索・救出, 初期消火

4. 災害発生時の対応 (教職員在校時)

学校災害対策本部の設置と教職員の対応

- ↓ ◆本部長 ◇校長 (不在時は, 教頭以下順位付をした臨時の組織の編成)
↓ ◇教職員 役割分担に従った災害応急活動

情報連絡活動

- ↓ ◆情報の収集及び提供, 連絡 (通信手段の確保)
↓ ◆被害状況の把握と報告

避難誘導

- ↓ ◆児童の安全確保を第一とした避難誘導を実施
↓ ◇校舎内避難 → 避難経路 → 校庭・体育館
↓ ◇校舎外避難 → 避難道路 → 広域避難場所

校内災害対応・巡視

- ↓ ◆二次災害の防止行動 行方不明者の搜索・確保・ガス漏れ対応・初期消火

救護活動

- ↓ ◆負傷者等への応急処置 (救急医薬品の確保・携帯)

搬出活動

- ↓ ◆状況を確認し, 可能な場合, 搬出活動を実施 (校長室 耐火金庫)

避難管理運営への支援活動

- ◆避難所としての受け入れ体制の確保と対応

教職員のための避難誘導の指針

児童の安全確保最優先

- 1 「お・か・し・も」を合い言葉として単純明快な指示で児童を掌握する
- 2 心身に障害がある児童や自力避難が困難な児童の安全確保を優先する
- 3 避難完了後, 残留し行方のわからない児童や危険な状況にある児童を迅速に確認する
- 4 被害状況を把握し, 避難順序や避難経路を臨機応変に変更し安全確保にあたる
- 5 二次避難, 保護者引き渡しへの対応について確認し対応する

状況に応じて、七尾市教育委員会や七尾市役所、関係諸機関との連絡確保に努める

七尾市教育委員会 53-5090・53-8435

石川県七尾警察署 53-0110

石川県七尾警察署田鶴浜駐在所 68-3110

石川県七尾警察署相馬駐在所 68-3104

七尾鹿島広域圏消防組合田鶴浜 68-3119

5. 災害発生時の対応 校外活動時

児童の安全確保

- ↓ ◆全員集合と人員確認
- ↓ ◆行方不明者の搜索と確保
- ↓ ◆宿泊活動の場合は、宿泊先の管理者の指示に従う

状況確認と学校への報告

- ↓ ◆保護者への連絡
- ↓ ◆被災時の児童の不安解消のためのケア

交通機関・帰校ルート of 安全確認

- ↓ ◆児童の安全確保を第一とした対応

帰校後の保護者への引き渡し

- ↓ ◆学校と保護者の引き渡しマニュアルの共通理解

帰宅と今後の対応の確認

6. 災害発生時の対応 登下校時

(1) 教職員の対応

所属校へ出勤・帰宅時は所属校へ戻る

- ◆出勤・帰宅途中で得た情報を勤務校へ連絡

在校中の教職員の下校前の児童の安全確保

- ◆避難誘導・人員確認・行方不明者の確認

津波・液状化発生時の避難誘導

- ◆情報収集と対応
- ◆火災・河川の氾濫・崖崩れ・その他への対応

七尾市教育委員会へ児童の安否について報告

- ◆行方不明者等への対応

保護者への引き渡しができない児童の安全確保

(2) 児童の対応

登下校途中の安全確保

↓ ◆安全に行動する力の育成

在校児童は教職員の指示に従って避難

↓ ◆避難訓練・安全指導

学校・災害発生時の近くの家・避難場所等への避難

↓ ◆避難訓練・安全指導

学校・自宅・保護者等への連絡・安全確保

7. 災害発生時の対応 教職員在宅時

(1) 教職員の対応

自宅・家族の安全確保後、勤務校へ参集

↓ ◆出勤途上で得た情報の報告

児童の安否確認

↓ ◆メール・電話・携帯等での確認作業

校舎等の安全確認

↓ ◆被害状況の把握と二次災害への対応

避難場所の開設と管理運営への協力

↓ ◆他の関係諸機関との連携

児童の状況・学校の被害状況の報告

↓ ◆七尾市教育委員会（被害時の緊急電話の活用）

児童の心のケアと保護

(2) 指導の対応

学校にいる児童の安全確保と保護

↓ ◆校舎内外の点検

家庭にいる児童は、保護者が対応

↓ ◆地域の人たちとの連携・協力

学校への安否についての連絡

8. 緊急持ち出し品の内容・保管場所

(1) 緊急時持ち出し品（職員室校長席前棚の下）

透明箱 危機管理マニュアル・懐中電灯（単1電池2）携帯型ラジオ・ハンドマイク
ホイッスル

黄色かご 児童緊急連絡用名簿・引き渡しカード・関係機関の緊急連絡先一覧

(2) 各学級の持ち出し品

クラス名簿・引き渡しマニュアル

10 児童引き渡しマニュアル

1. はじめに

地震や津波、集中豪雨、豪雪、不審者出現等の非常時に、学校と保護者、地域、関係諸機関と連携して、正確な状況を把握し、学校待機や保護者引き渡し等の手順を明確化し、安全に対応する。

2. 「引き渡しの判断」について

引き渡しの判断基準は次の通りである。

- (1) 地震や津波等の限られた時間内での対応が必要な場合、情報の収集と提供を行うため、児童と保護者を学校待機をさせたり、避難指示等に従って行動したりする事によって安全を確保する。
- (2) 津波発生の場合、地理的に本校が最も高台にあり、避難場所となるので、安全が確認された段階で、保護者引き渡しを開始する。
- (3) 校外活動中や登下校中の場合も、速やかに本校に帰校・避難し情報の収集を行い、安全が確認された段階で保護者引き渡しを開始する。
- (4) 徒歩通学児童とスクールバス利用児童それぞれに対して別の流れで対応する。
- (5) 放課後児童クラブ利用児童や家庭状況等により、保護者引き渡しに問題が生じた場合、安全確保のため、学校待機を優先する。

以上の引き渡しの判断基準について、学校と保護者、地域、関係諸機関と共通理解し対応する。特に、保護者や家族については周知徹底をする。

【 地震や津波等が発生した場合の引き渡し基準 】

震 度	徒歩通学児童	スクールバス利用児童	放課後児童クラブ利用児童
5 弱以上	保護者が引き取りに来るまで引き渡しをすることなく学校待機とし、教職員が保護する。 時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。		
4 以下	原則として下校させるが、被害状況や道路状況によっては、職員が引率する集団下校や保護者引き渡しのため、学校に待機させる等の安全第一の対応をする。	原則としてスクールバスによる一斉下校とするが、被害状況や道路状況によっては、職員が引率する集団下校や保護者引き渡しのため、学校に待機させる等の安全第一の対応をする。	原則として施設へ下校させるが、被害状況や道路状況によっては、指導員と連携して職員が引率する集団下校や保護者引き渡しのため学校に待機させる等の安全第一の対応をする。

3. 「学校待機」について

地震や津波、その他の非常時には長期の学校待機が余儀なくされることが予想されるため、次の点に留意して対応する。

- (1) あらゆる手段を駆使して正確な情報収集に努める。
- (2) 二次災害に対する対策をとる。
- (3) 養護教諭やスクールカウンセラー、学校医等の専門的な指導を受けながら、児童の不安や恐怖等に対する心のケアに努める。
- (4) 避難場所にもなるので、児童や保護者だけではなく、地域住民の安全確保にも努める。
- (5) 待機がさらに長期化する場合、関係諸機関と連携し、食料や飲料水等の備蓄、確保に努める。

4. 「引き渡しの手順」について

(1) 校内における引き渡し

地震や津波等の発生した事案について、あらゆる手段を駆使して情報収集に努める。震度5弱以上の強い地震の場合、校内災害対策本部を設置して対応する。児童は、下校させることなく学校待機をさせる。

保護者引き渡しについては、以下の図のような手順で対応する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した場合、多様で甚大な災害が発生することが予想され、全児童を学校待機させ、保護者引き渡しを行う。

段階	七尾市立田鶴浜小学校対策本部 校長・教頭・教務主任 (保健主事・養護教諭・事務職員・栄養士)	学級担任 級外・学校校務員・特別支援教育支援員 図書館司書
事前	七尾市教育委員会への報告・情報収集 ↓ 引き渡し場所の決定と担任への連絡 ◆各教室で待機 (被害状況によっては体育館等への移動指示)	児童管理 ↓ 引き渡し場所の確認と引き渡しカードの準備 ◆教室で児童へのケアと今後の対応説明 (指示された待機場所への誘導)
保護者対応	保護者誘導 ◆体育館へ誘導 (被害状況等によっては、児童玄関前広場) ↓ 情報の提供と引き渡し方法の説明 ↓ 緊急時引き渡しカードの有無の確認 ↓ 有り 無し → 新規作成 ↓ ↓ 確認を完了した児童の教室への誘導・移動	児童の帰宅後の生活指導と帰宅準備 ↓
引き渡し	遅れて来校した保護者等への対応 ・ 情報収集・関係諸機関との連絡 ・ 学級担任の補助 ↓ 七尾市教育委員会への報告・連絡・相談 ↓ 全員の引き渡し完了の確認	引き渡しカードの照合 ↓ 引き渡し ↓ 連絡先の確認 ↓ 名簿による引き渡し完了のチェック ↓ 全員の引き渡し確認後本部に報告
事後対応	引き渡し状況の集約 ↓ 七尾市教育委員会への報告 ↓ 今後の対応の確認・帰宅	◆保護者と連絡できず、引き渡しができない児童の保護

(2) 校外での引き渡し

原則として、最も安全な避難場所となっている学校での引き渡しを行う。

5. 緊急時児童引き渡しマニュアル（保護者用）

1 児童引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震〈震度5弱以上〉、河川氾濫等）が発生したとき
- 不審者が学校へ侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童等に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 児童引き渡しについての連絡手段

（1）通信手段（緊急メール、電話）が使えるとき

- ・原則として学校より連絡をいたします。緊急メール、電話により保護者に連絡し、児童の引き取りを依頼します。

（2）いっさいの通信手段がストップし、連絡できないとき

- ・学校に児童を待機させ、引き渡し者の来校を待って引き渡しを行います。

※「1 児童引き渡しを実施するケース」をふまえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

3 引き渡し場所

○大規模な自然災害（地震〈震度5強以上（5弱の場合は校長判断）〉、河川氾濫等）が発生したとき

- ・原則、学校を引き渡し場所とします。

○不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき

○近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき

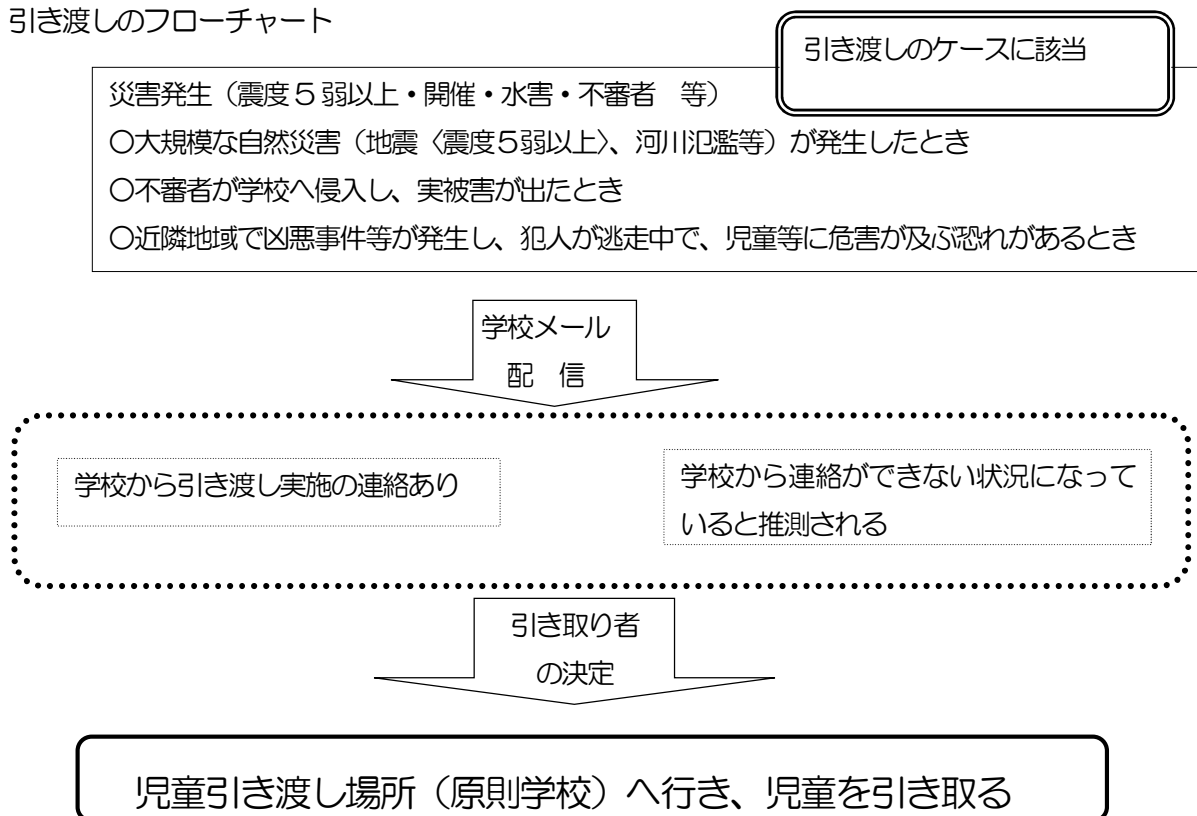
- ・共に原則、学校を引き渡し場所とします。児童の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、改めて設定した引き渡し場所を連絡します。

4 「緊急時児童引き渡しカード」の提出について

円滑かつ安全な引き渡しのために、「緊急時児童引き渡しカード」（※以下、引き渡しカード）を使用して引き渡しを行います。以下の点について、ご協力をお願いいたします。

- ① 保護者以外の引き取り者を、必ず2名以上決めて、引き渡しカードの欄に必要事項を記入してください。
- ② 保護者以外の方が引き取り者になる場合は、児童本人が確認のできる方に限ります。また、その方に必ず了解を得てください。
- ③ 保護者指定の方以外が引き取りに来られる場合は、保護者からの学校への連絡が必要です。また、そのときの引き取り者は、児童本人が確認のできる方に限ります。なお連絡のない場合は引き渡しできかねます。
- ④ 引き渡しカードは、学校でコピーしたのち学校から返却いたしますので、大切に保管しておいてください。

引き渡しフローチャート



5 引き渡しの手順

① 引き渡しカードに基づく確認

複数の児童を引き取りに来られた場合は、一番上の学年からおたすねください。

引き渡し場所（学年・学級別）に行き、教職員に「〇年〇組の〇〇〇です。」と伝えてください。教職員が、引き渡しカードをもとに確認をさせていただきます。

② 児童による確認

待機している児童本人が、引き渡し者を確認できましたら、引き渡しいたします。その際、それ以降確実に連絡が取れる連絡先等をお聞かせいただくこともございます。

③ 次の児童の引き取り

引き取った児童を連れ、次の学年・学級にて、同様の手順で児童の引き取りを行ってください。

④ お願い

児童が落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにしています。教職員に伝えることなく待機場所等から児童を連れて帰らないようにお願いします。

以上、ご協力をお願いします。

6. 引き渡しカード

※下校後の行き先（自宅以外の場合は記入してください）

行先名：	電話番号： — —
------	-----------

《 災害時等 引き渡しカード 》

NO.	引き取り者氏名（1名以上）	続柄	連絡先（同居の場合は記入不要）	チェック欄
1			住所 電話 携帯	
2			住所 電話 携帯	
3			住所 電話 携帯	
震度4以下でも、道路等に影響が出た場合は、児童を学校に待機させますか。 （待機を希望する場合は、右欄の「希望する」に○をつけてください。）				希望する
帰宅の道路の安全が確認されても、保護者との連絡が取れない場合は、児童を学校に待機させますか。 （待機を希望する場合は、右欄の「希望する」に○をつけてください。）				希望する

家から学校までの略図（※地図の添付は可）・通学する道と自宅は赤で記入・目印になる目立つ建物を記入

作品、写真等の掲示・掲載について（いずれかを○で囲んでください。）

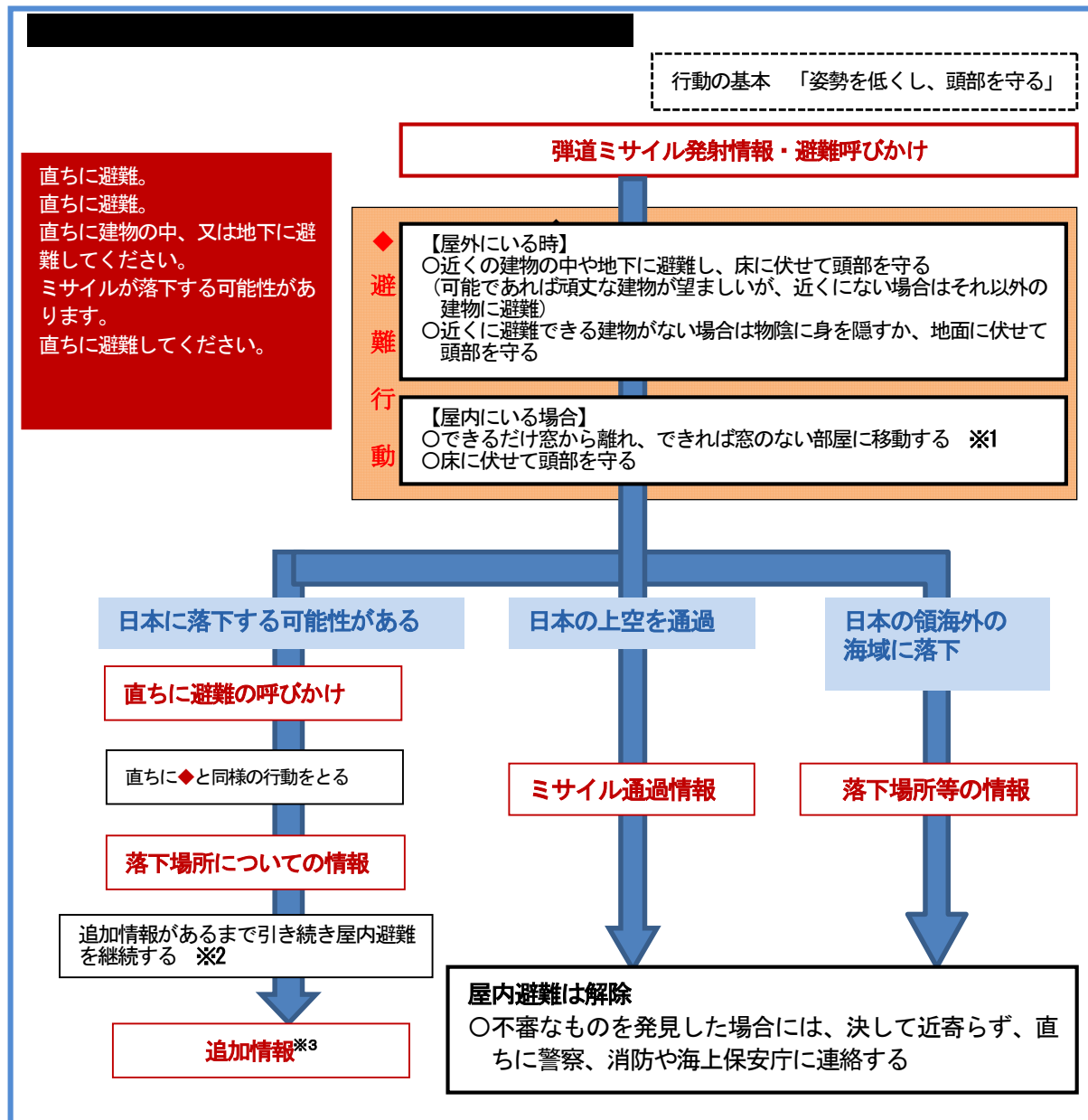
- ① 名前付き作品・写真の校内掲示 （ 許諾します ・ 許諾しません ）
- ② 学校だより及び本校ホームページへの写真掲載 （ 許諾します ・ 許諾しません ）
- ③ 校外出品の名前付き作品 （ 許諾します ・ 許諾しません ）
※ 承諾がない場合は、作品展や応募への出品を控えさせていただきます。
- ④ 名前付き作品・写真のPTA広報誌掲載 （ 許諾します ・ 許諾しません ）
- ⑤ ケーブルテレビの取材・放映 （ 許諾します ・ 許諾しません ）
※ 市連合運動会（6年）や市音楽会（4年）等に関する取材・放映が考えられます。

1 1 弾道ミサイル発射対応マニュアル

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Ｊアラート等により情報伝達されます。Ｊアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

Ｊアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。



- ※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。
- ※2 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があつた場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動します。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。
- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
 - 屋内にいる場合は換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

様々な場面における避難行動等の留意点

先に記した避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要です。

学校にいる場合

【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられます。

【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられます。

校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められます。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められます。活動場所での情報伝達方法や危機事象が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要です。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事象が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に応じた対応がもとめられます。
- 児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められます。

登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められます。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくありません。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切です。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられます。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切です。

【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとります。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることとも考えられます。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導しておくことが大切です。

児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要です。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要です。

学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

- 早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Ｊアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達されます。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味しますので、日常生活に戻って登校を開始することが可能です。
- 交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体で作成している国民保護計画を踏まえて、児童生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが大切です。
- 特に、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長の判断によることとなりますが、Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ決めておくことが重要です。

体制整備

適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要です。

また、施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要です。

このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておかなければなりません。

自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は市民生活とも連動するものであり、学校だけで実行することはできません。各自治体の国民保護計画を踏まえて、各学校の取組が適切に行えるよう、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要です。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するJアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Jアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか（聞こえるか）を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的です。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることが可能です。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切です。



Jアラートを介した情報による状況の把握⇒安全な場所を判断して避難⇒姿勢を低くして頭部を守る

【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類（緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か）によって判断することが求められます。

例えば、グラウンド（運動場）にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守ります。

一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険（地震や弾道ミサイル等）によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要があります。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要です。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じた的確に行動できるようにするために、非常に有効です。

12 学校への犯罪・テロへの対応マニュアル

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。自分の学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によっても対応は異なりますが、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処することが必要です。

例えば、爆破予告等の情報等があった場合、児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応が求められます。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一です。

また、世界の各地において、病院やホテル・コンサート会場・交通施設等、多くの人が集まる民間施設を標的としたテロが発生し、多くの尊い命が犠牲となっています。こうしたソフトターゲットを標的としたテロが日本でも発生する可能性が否定できないことから、学校が標的となり得る点を踏まえ、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。その際も、弾道ミサイルへの対応と同様に、学校独自に考えるのではなく、自治体の国民保護計画に沿って、発生する事案の状況に応じてあらかじめ必要な情報を共有し、いざというときに児童生徒等の安全確保ができるように備えることが重要です。

学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施することも大切です。

国民保護とは

◆ 国民保護とは、万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るための仕組みであり、その仕組みを定めたものが国民保護法（正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）です。この中で、各自治体の長等が各自治体等で策定された国民保護計画の定めに基づき訓練することについて、次のように規定されています。

【第42条第1項】

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

◆ 国民保護に関する情報は以下のポータルサイトをご参照ください。

【内閣官房 国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁】

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html



全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

◆ 全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市町村防災行政無線（同報系）等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。

また、Jアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。



○ 以上の情報は、平成30年1月時点での国民保護ポータルサイト上の情報に基づき、学校での対応の視点を加味して作成したものです。「国民保護」に関する対応は、日々、新たな情報が更新されますので、本手引のみにとらわれず、最新の情報を国民保護ポータルサイト等で取得し、適宜、危機管理マニュアルに反映するようにしてください。

13 熱中症への対応マニュアル

学校の管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものです。また、それほど高くない気温（25 ～ 30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意が必要です。

熱中症予防のために

環境温湿度又はWBGT（湿球黒球温度）等を測定し、「熱中症予防運動指針」（（公財）日本体育協会）等を参考に運動を行いましょう。水分補給は、0.1 ～ 0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましいとされています。

肥満傾向の人は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要があります。また、運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させないようにしましょう。梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないので、暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め徐々に慣らしていきましょう。

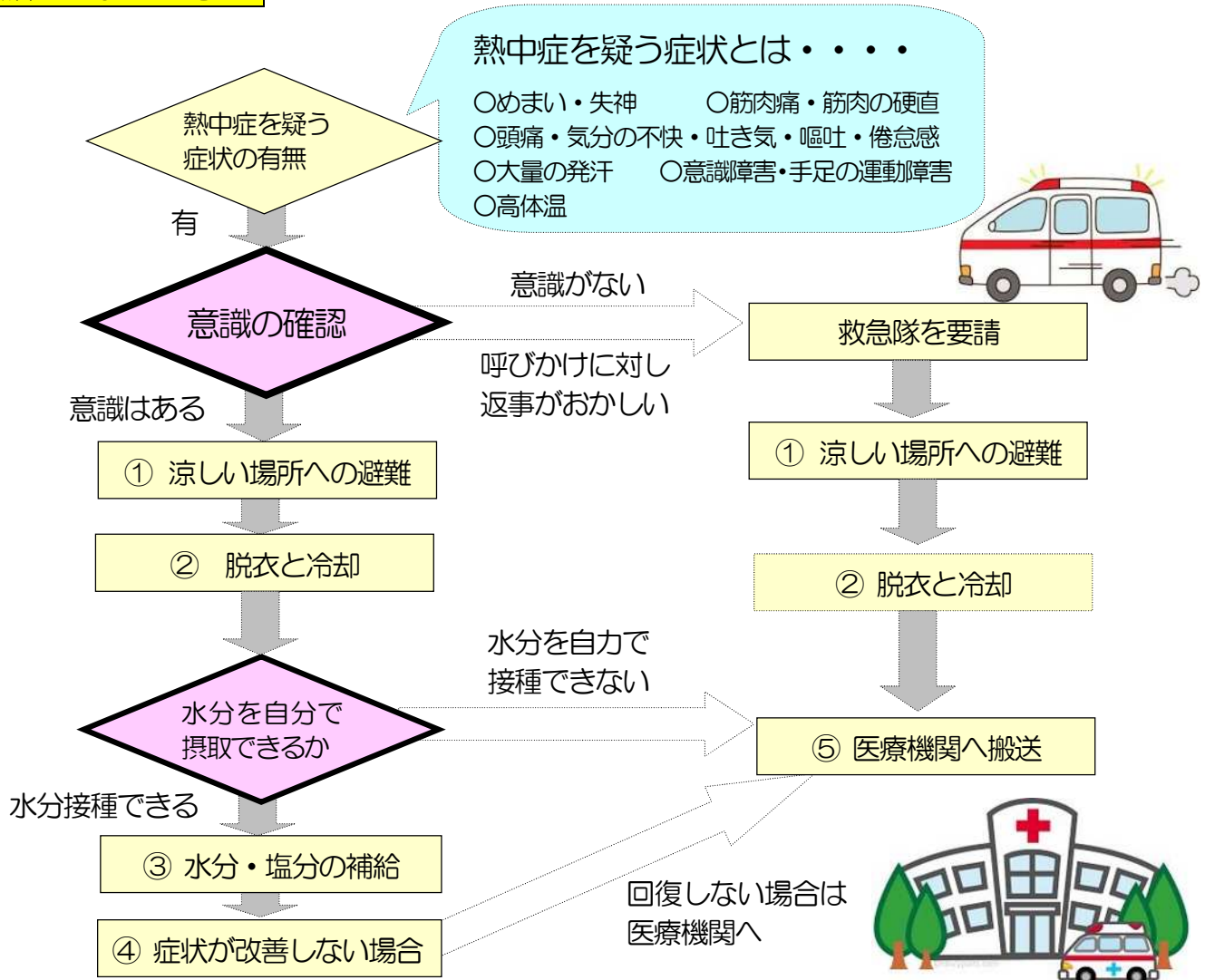
事故発生時の対応について

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状です。意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請し、同時に応急手当（P.19 参照）を行います。意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給をさせましょう。症状が改善しない場合は、病院への搬送が必要です。（意識がある場合でも、状況に応じて救急車を要請することもあります。）

<参照資料>

- 「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」-体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点-（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- 熱中症を予防しよう（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

熱中症になったときには



14 学校における指定感染症発生時の対応（新型コロナウイルス対応）

1 基本の体制

1. 学校保健安全法による分類

 感染症の分類		
	感染症	実施できる措置
1類	エボラ出血熱、痘そう（天然痘）、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱 など	・入院 ・消毒等 ・交通制限が可能
2類	ポリオ、SARS、結核、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1） など	・入院 ・消毒等
3類	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス など	・就業制限 ・消毒等
4類	E型肝炎、A型肝炎、黄熱、狂犬病、マラリア、デング熱 など	・消毒等
5類	インフルエンザ（鳥インフルエンザ、新型インフルエンザは除く） 梅毒、麻疹、風疹 など	・発生动向調査
指定感染症	新型コロナウイルス 関連肺炎（2020/02/01～）	・1～3類に準じる

（１）「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（１類感染症、２類感染症、３類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

（２）出席停止等について

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置をとること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して２週間とする。

また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席し

た場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

2. 予防の３原則について





3 新型コロナウイルス感染症に対応した感染症流行の際の学校の対応

1. 七尾市立学校ガイドラインをもとに

チェックリスト	学校の対応
①児童生徒等及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の確認を行う	- 家庭に対して、児童生徒の毎朝の検温を強く要請する。（測り忘れた児童生徒は、学校で検温する）児童・生徒本人に限らず家族が、平熱より高い体温の場合や微熱でも風邪の症状がある場合、また強い倦怠感、味覚・嗅覚等に異常がある場合は、登校させないよう保護者に強く要請する。 - 教職員に同様の症状がある場合は、管理職に電話等で報告の上、出勤を自粛する。 - 学校は風邪症状の有無等の確認を行うなど、毎日の健康観察を確実に行う。発熱がある児童生徒は保護者に連絡したうえで、帰宅させる。 ※登校しない児童生徒は出席停止扱い、出勤しない教職員は特別休暇扱いとする。 - 教職員で家族に濃厚接触者が出た場合は、職専免扱とする。
②手洗いや咳エチケットの指導を行う	- 正しい手洗いの仕方、咳エチケットについて、養護教諭の放送により児童生徒に指導した上で、手洗い場にポスターを掲示し、徹底を図る。 - 咳やくしゃみをする場合、ハンカチ、タオル、ティッシュ等で口を覆い、飛沫を周りの人に浴びさせないようにする。ハンカチ、ティッシュ等がない場合は手のひらでなく、肘の内側で口を覆う。 - 教職員には年度初めの職員会議で徹底を図る。 - 登校時、玄関でアルコールによる手指消毒を行う。（アルコール消毒液がある間） - 登校後は、トイレ使用后・食事の前等に石鹸等で丁寧に手洗いをするように指導する。 - スクールバスにはマスクをつけて乗車するよう保護者に依頼し、乗車中はなるべく会話しないように指導する。
③学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保つ	- 新学期開始前に、本ガイドライン等を学校医や学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。 - 毎日の清掃を通常より丁寧に行うとともに、ドアや窓の取っ手、階段の手すり等、多くの児童生徒が触れるところは、消毒液を用いて消毒する。
④抵抗力を高めることが重要であることの指導を行う	十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけることについて、始業日の学活で養護教諭が放送で児童生徒に指導し、保護者にも一斉配信メールや文書等で周知する。
⑤3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため、(1)換気の徹底、(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教	3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避ける。可能な範囲において、1つ1つの条件が発生しないよう配慮すること。 - 職員室や教室等は廊下側の窓を常時開けておき、休み時間ごとに外側の窓を開けて換気する。 - 休み時間毎に2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がス

職員の間で確認する	ムーズに行われる)を広く開けて換気を行うようにする。 また、換気の程度は天気や教室の位置によって異なり、授業中も2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておく。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談する。 ・授業では感染症対策を講じた上で、新学習指導要領において示している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っていく。 ・児童生徒及び教職員は、できる限りマスク着用に努める。 ・体育の授業では当分の間、ペアで行うストレッチやトレーニング等をやめ、密着する時間をできるだけ少なくする。更衣については、男子は教室、女子は複数の更衣室を使用するなどの工夫をして、狭い空間に児童生徒が密集することを避ける。 ・その他詳細は、「教育活動の再開等に関するQ&A」を参考にすること。
⑦学校給食等での感染防止のための工夫をする	・食事の前の手洗いを徹底する。 ・可能であれば座席を向かい合わせにしない、食事中は会話を控える等の指導を行う。
⑧特別支援学級の児童生徒を指導するに当たっては十分な配慮をする	・医療的ケアが必要な児童生徒には、主治医や学校医と相談のうえ適切な配慮を行う。 ・このガイドラインに示された対応について、繰り返し丁寧に指導する。
⑩児童生徒等に対する心のケアの体制は整備する	・始業日の学活で、担任等が児童生徒に感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別は許されないこと、また、心配や不安がある場合には、相談室の先生等に相談することを指導する。 ・スクールカウンセラー等との連携体制を改めて確認し、必要に応じて面談を設定する。

2. 職場における対策の基本的な考え方

(1) 職場内での感染防止行動の徹底

(換気の徹底等)

- ・職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上(30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。)とすること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

(接触感染の防止)

- ・物品・機器等(例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等)については複数人での共用をできる限り回避すること。
- ・職場で職員が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。

※ 手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効であるため、積極的に活用する。(家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用する)

- ・せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと
- ・入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・外来者等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

(飛沫感染の防止)

- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・職場においては、人と人との間に十分な距離を保持(1メートル以上)すること。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける(2メートル以上)こと。
- ・テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。
- ・外来者等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離(2メートル以上)を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用すること。
- ・疲労の蓄積(易感染性)につながることから長時間の時間外勤務を避けること。あわせて、適切な勤務時間管理にも留意すること。
- ・一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・職場において、職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。(例：出勤前や出勤時等に体温測定を行うなど風邪の症状を含め体調を確認する等)

(2) 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

(接触感染の防止)

- ・出勤・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

(飛沫感染の防止)

- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・多くの人が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の職員の密度を下げる等の観点から、時差出勤のほか、可能な場合には公共機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。
- ・通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。
- ・出張による移動を減らすため、テレビ会議 等を活用すること。

(3) 在宅勤務・テレワークの活用

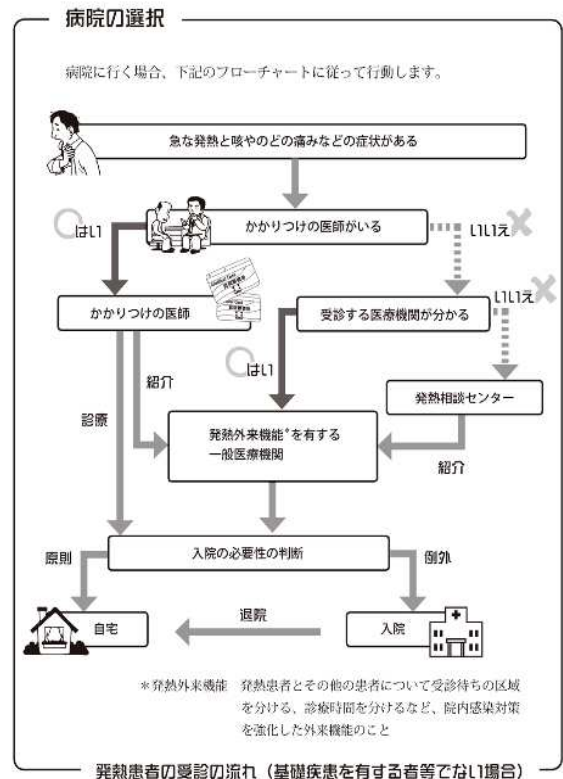
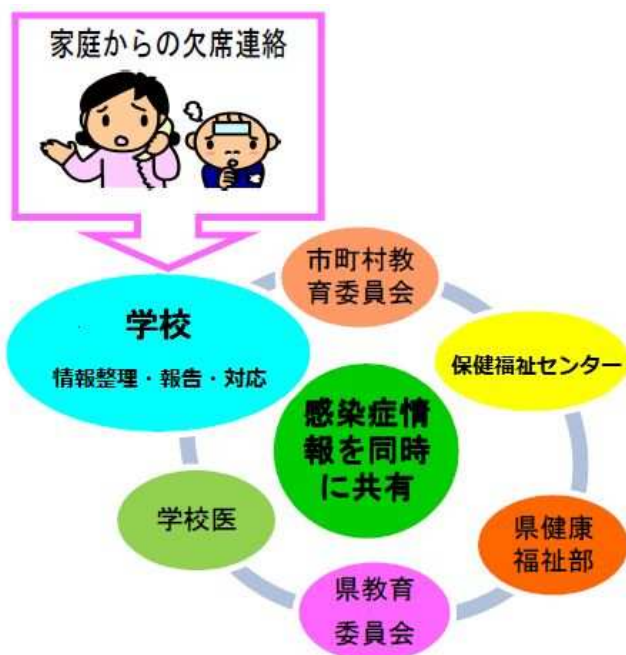
- ・職場や通勤・外勤での感染防止のための在宅勤務・テレワークを活用すること。
- ・発熱、咳などの風邪症状を呈していないものの、濃厚接触等により感染のおそれがある職員が勤務を継続できるよう、在宅勤務・テレワークを活用すること。

3 風邪症状を呈する職員への対応について

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から14日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けがつかないため、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた人事管理とする特に、①高年齢職員、②基礎疾患がある職員、③免疫抑制状態にある職員、④妊娠している職員について配慮する。

- (1) 風邪症状がみられる職員への特別休暇の使用（症状によってはテレワークを指示することを含む）とともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- (2) 職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- (3) 風邪の症状が出現した職員が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- (4) 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」を職員に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

4 学校等で該当の感染症が発生した時の対応について



児童・生徒が感染したとの連絡が入った場合の確認項目（保健所、市教育委員会の指示のもと行う）

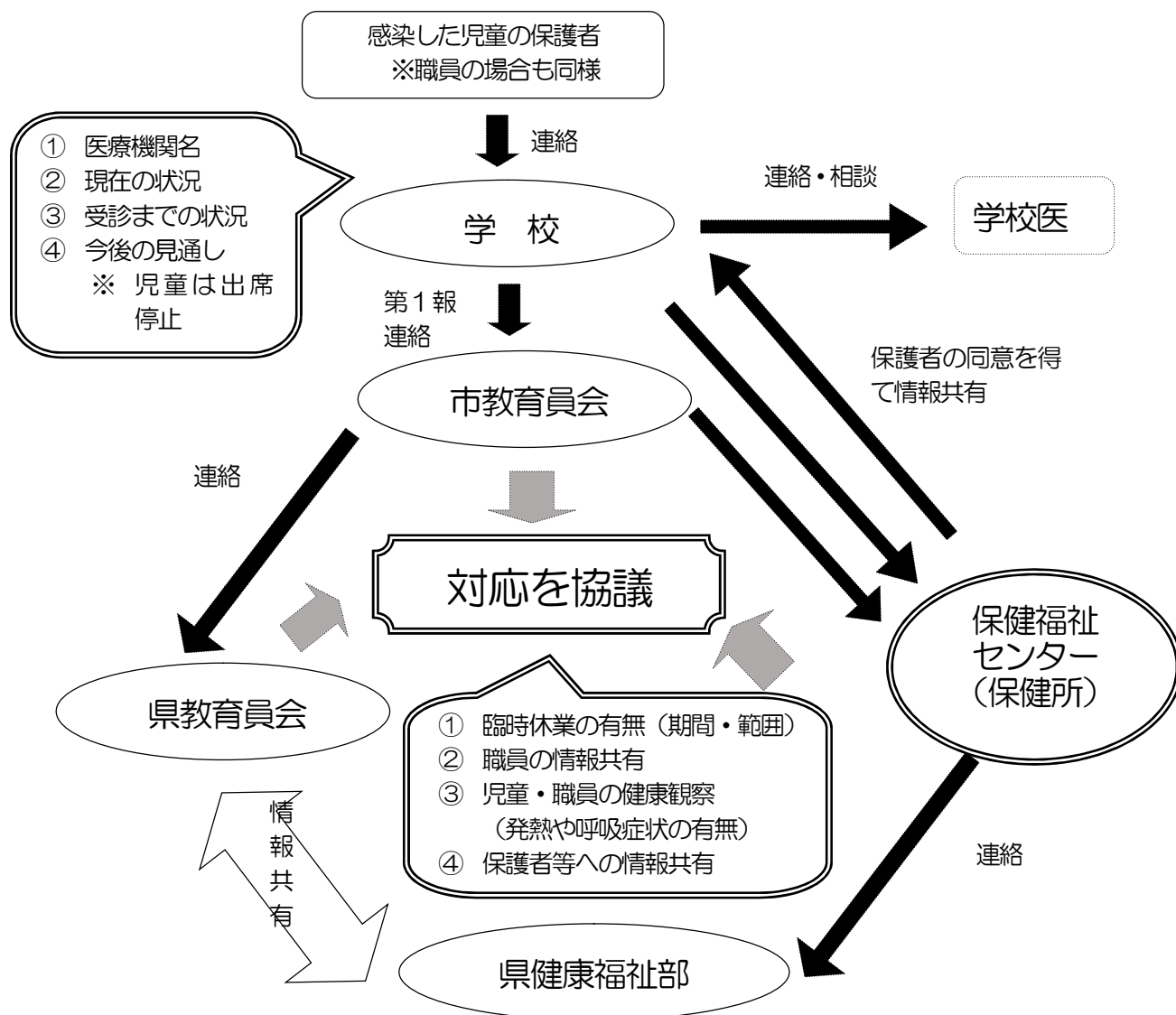
＜患者の基礎情報＞

- ・患者の氏名、年齢、住所、所属クラス
- ・保護者の氏名、連絡先等
- ・家族構成（特に兄弟関係）及び家族内感染の有無
- ・診断された医療機関名
- ・発症日、診断日、主な症状
- ・いつまで登校していたか（※発症日1日前から感染力があるので要注意）
- ・過去2週間の学校行事、集団行動等の有無と患者の参加状況
- ・患者のスポーツ所属クラブ・習い事及びクラブへの参加状況（過去2週間）

＜患者の背景＞

- ・患者との濃厚接触者（友人等）に症状がある者はいるか
- ・患者の所属クラスで同様の症状がある者はいるか

5 新型コロナウイルス感染症発生時の対応手順



【新型コロナウイルス感染症に関する参考資料】

○新型コロナウイルス感染症に備えて

～一人ひとりができる対策を知っておこう～（首相官邸・厚生労働省）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○感染症対策（首相官邸・厚生労働省）

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059534.pdf>

○新型コロナウイルス感染症 Q&A

（首相官邸・厚生労働省）

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000060227.pdf>

○感染症対策

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000058988.pdf>

○学校において予防すべき感染症の解説

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000058988.pdf>

6 児童の新型コロナウイルス感染判明に係る流れ及び対応マニュアル

※市教委への連絡を随時おこなう。

※場合によっては、保健福祉センターとの連絡も密に行う。

※当該児童保護者との連絡体制を確実にしておく。(携帯電話)

1 児童の感染判明

(1) 医療機関にて検査(PCR検査・抗原検査)を受ける。

(2) 医療機関における検査(PCR検査・抗原検査)結果が、保健所から保護者に伝えられる。

2 保護者からの連絡

No.	業 務 内 容	担当者	終了 ☒	時刻
(1)	保護者から学校への検査(PCR検査・抗原検査)結果の報告を受ける。 (保護者は学校へ報告するように保健所から指示を受けている)		☐	時 分
(2)	保護者の連絡を受けながら、聞き取りを行う。		☐	時 分
	① 児童氏名			
	② 学年	年		
	③ 検査受検医療機関名	病院		
	④ 検査種類	PCR検査 ・ 抗原検査 ※保護者として不明の場合は、後程 学校から保健センターへ問い合わせることも可能		
	⑤ 受検日時	月 日 時 分頃		
	⑥ 検査結果の分かる日 検査結果の分かった日	月 日 時 分頃		
	⑦ 受診時・受検時の症状			
	⑧ 症状が出る前の行動履歴			
	⑨ 現在の居場所 入院先医療機関名	病院		
	⑩ 現在の症状			
	⑪ 今後の連絡可能な電話番号	【 】		
	⑫ 家族構成及び家族の症状等			
	⑬ 七尾市としての公表の際の 学校名の公表についての承諾	公表しても良い ・ 公表を控えてほしい		
	⑭ 中学生・高校生の兄弟がいる場合 学校名・学年 【家庭環境調査票で確認可能】	【 】 () 中学校 () 年 【 】 () 中学校 () 年 【 】 () 高校 () 年 【 】 () 高校 () 年		

※保護者に校長の携帯電話番号を知らせ、いつでも連絡が取り合えるようにしておく。

3 市教委への報告と市教委からの指示を受ける

No.	業 務 内 容	担当者	終了	時刻
(1)	保護者の連絡を受けて、市教委への感染判明の第一報を行い、授業打ち切りの指示を受ける。 ※第一方の際には、当該児童の直近の欠席状況や健康状態も報告できるように、出欠や健康に関する記録簿を準備して 【授業打ち切りを 行う ・ 行わない 】		☐	時 分
(2)	臨時休業期間及び学校再開予定日についての指示を受ける。 ※市教委が消毒業者との日程調整等を行った後、休業期間・再開予定日が決定されるため、決定次第、市教委から学校に連絡が入る。） 【臨時休業期間 月 日() ～ 日()】 【再開予定日 月 日()】		☐	時 分
(3)	保護者の聞き取り記録をもとに「PCR受検報告書」を作成し、市教委へメール送信する (可能であれば早急に作成。優先順位をつけての5の対応優先で)		☐	時 分

4 クラスターが発生した場合、能登中部 保健福祉センターからの電話連絡を受ける

No.	業 務 内 容	担当者	終了	時刻
(1)	①感染判明のため聞き取り調査に来校する旨の連絡を受ける。 【来校時刻 時 分】 ※本連絡を受けた際に、PCR検査であったのか抗原検査であったのかを確認すると良い ②提供資料の指示を受ける。(来校時まで準備必要) □週案、□座席表、□校舎平面図、□健康観察記録簿、 □全校児童名簿、□学校保健日誌、 □縦割り班掃除分担表、□当該児童学級保護者連絡先、 □職員連絡先 ※担任の資料準備のため、級外が当該学級の指導に入る。 ※コピーをとり、保健センターへ持ち帰ることができるようにしておくとい	電話対応 () 資料準備 () () ()	☐	時 分

5 授業打ち切り等を行う場合、児童下校までの校内における対応及び市教委との連絡等 (1)～(12)を優先

No.	業 務 内 容	担当者	終了	時刻
(1)	授業打ち切りに伴う一斉下校時刻の決定 【 時 分】		☐	時 分
(2)	授業打ち切りに伴う引き渡し時間の決定 【 時 分 ～ 時 分】		☐	時 分
(3)	一斉下校時刻、保護者迎えによる引き渡し時間帯を市教委へ報告		☐	時 分
(4)	市教委より、 臨時休業期間及び学校再開予定日についての連絡を受ける 臨時休業期間 【 月 日()～ 月 日()】 学校再開予定日【 月 日()】		☐	時 分
(5)	職員打ち合わせ①を行う 現時点で体調不良児童の確認と報告 コロナウイルス感染の判明 授業打ち切り及び臨時休業実施 一斉下校実施 一斉校内放送実施及び時刻 休業中の過ごし方及び人権面での指導 授業打ち切りに伴う一斉下校実施の時刻 保護者迎えによる引き渡し実施の時間帯 引き渡しまでの児童待機場所は各教室 放課後児童クラブ受け入れなし 保護者宛メール配信 保護者宛文書配布 保健所より調査のため来校 下校の際、児童の机上には何も置かない(消毒作業のため) 下校の際、学年毎にサーモグラフィーカメラでの検温実施 人権面での指導(誹謗中傷)		☐	時 分
(6)	校医への連絡(TEL -) コロナウイルス感染の判明、授業打ち切りと一斉下校、 臨時休業【 月 日() ～ 月 日()】←市教委からの指示を受けて		☐	時 分
(7)	放課後児童クラブ等への連絡 コロナウイルス感染の判明、授業打ち切りと一斉下校→本日の受け入れ可能を確認 臨時休業中の受け入れ可能を確認 臨時休業【 月 日() ～ 月 日()】 田鶴浜学童 (TEL 68-3610)		☐	時 分
(8)	保護者宛メール配信① コロナウイルス感染の判明、授業打ち切り、一斉下校時刻、引き渡し時間帯、 放課後児童クラブ受け入れなし、保護者による迎え引き渡しの場合は、学校に連絡を		☐	時 分
(9)	交番への連絡(TEL) 本日一斉下校【 時 分】実施、 臨時休業【 月 日() ～ 月 日()】に伴う登下校指導等の中止、 学校再開予定日【 月 日()】		☐	時 分

(10)	○○地区関係者への連絡 コミュニティセンター(62-2084) PTA会長 () 民生委員 () 本日一斉下校【 時 分】実施、 臨時休業【 月 日() ~ 月 日()】 学校再開予定日【 月 日()】		☐	時 分
(11)	保護者宛文書作成【5-(4)、5-(7)を受けて】及び配布 ※作成後市教委へメール送信し内容確認を受ける →確認後印刷し下校時に配布 ※配布までに5-(4)の指示が間に合わない場合は、 休業期間等についてはメールでお知らせすることを記載する。 コロナウイルス感染の判明 臨時休業実施及び休業期間中の過ごし方(自宅待機) 放課後児童クラブ受け入れの有無【5-(7)を受けて】 緊急時連絡先は七尾市教育委員会		☐	時 分
(12)	保護者迎え引き渡しに伴う電話連絡への対応等 ①連絡のあった児童名をホワイトボードに記載する ②引き渡し児童について、校内電話にて各担任に伝える		☐	時 分
(13)	校内一斉放送の準備 コロナウイルス感染判明、一斉下校、臨時休業、学校再開予定日、休業中の生活 人権に関わる話		☐	時 分
(14)	給食関係機関・業者等への連絡 臨時休業期間【 月 日() ~ 月 日()】 学校再開予定日【 月 日()】		☐	時 分
(15)	スクールカウンセラー配置に係る連絡調整 ※学校再開日に合わせて 要請期日【 月 日()・ 月 日()の 時 分~ 時 分】 ※当該児童の登校再開に合わせて 要請期日【 月 日()・ 月 日()の 時 分~ 時 分】 ↑登校再開が確定次第		☐	時 分

※(14)(15)については、児童下校後でも良い

6 児童一斉下校

No.	業 務 内 容	担当者	終了 ☒ 時刻
(1)	学年毎に、玄関にてサーモグラフィーカメラでの検温を行って下校 担任が玄関まで引率し、検温の確認を行う 保護者迎えによる引き渡し児童は、各教室にて待機		☐ 時 分
(2)	引き渡しの際の児童の確認 引き渡し児童名を記載したホワイトボードにより、 引き渡し終了児童の名前をチェックする		☐ 時 分

7 職員打ち合わせ②の実施(児童の引き渡し終了後)

No.	業 務 内 容	担当者	終了 ☒ 時刻
(1)	打ち合わせ内容例 ・守秘義務の徹底 ・当該児童等に関する現時点で分かっている情報の共有 ・臨時休業に係る勤務態様…教職員(3職専免)、市職員(在宅勤務) ・消毒実施に伴う机上整理(教室・職員室の机上には物を置かない) ・消毒のため各教室の児童机にも物を置かない ・特別教室等の机上整理 ・消毒実施に伴う校舎内立ち入り禁止と警備解除期間の確認 ・スクールカウンセラー配置調整… 日()、 日()の : ~ : ・今後も教職員による確実な健康観察の実施 ・今後も各種記録簿が大変重要であり、確実に記録していく ・今後も手洗い、マスク着用、換気の徹底 ・体調不良の場合は、速やかに受診すること ・人権面における指導の再確認 ・当該児童が無事登校し、教室に入って安心して学習に取り組めるまでが緊急事態中		☐ 時 分
(2)	保護者からの問い合わせ対応 「勤務の関係上、もう少し具体的な内容が分かれば安心なのだが教えてもらえないか」 「自分の感染が心配なので学年だけでも教えてもらえないか」 などの保護者からの問い合わせに対しては、 「濃厚接触者やPCR検査受検者等対象者には個別に対応する。」旨回答する。		☐ 時 分

8 保護者宛メール配信②

No.	業 務 内 容	担当者	終了 ☒ 時刻
(1)	メール内容例 ・授業打ち切りに対する迅速な対応へのお礼。 ・消毒実施後、 日()から学校再開予定。 ・再開延期の場合は、メール配信にてお知らせ。 ・体調不良が生じた場合は、保健所への連絡と指示を。 ・感染家族への配慮と慎重で適切な言動を。		☐ 時 分

9 市教委からの「学校再開」についての指示を受けての対応

No.	業 務 内 容	担当者	終了 ☒ 時刻
(1)	学校医、学校長、市教委との相談の上「学校再開」を検討する。		☐ 時 分
(2)	「学校再開」を教頭へ伝える。		☐ 時 分
(3)	13(1),13(2)により、 「予定通り学校再開」の保護者宛一斉メールを配信する。 ・学校再開 ・朝の検温、マスク着用 ・学校での消毒、検温、換気、手洗い、マスク着用 ・体調の悪い場合はお休みを		☐ 時 分
(4)	13(1),13(2)により、 「予定通り学校再開」の職員宛一斉メール・LINE配信する。 ・各管理場所の整備、確認 ・職員の健康観察票記入、朝の検温 ・児童登校時の消毒、サーモグラフィカメラ検温の協力 ・再開日の朝の勤務、朝の打ち合わせ ・体調の悪い場合は連絡を		☐ 時 分

10 校舎内の消毒に関して

- (1) 教室、職員室等の机上は拭き掃除のため、物を置かない。

11 その他（臨時休業後の対応）

- (1) 当該児童が無事登校し、教室に入って安心して学習に取り組めるまでが緊急事態中という意識を持って取り組む。
- (2) 情報管理をきちんと行う。(守秘義務)
- (3) 人権面での指導(誹謗中傷など)を徹底する。休み時間などの児童の言動に留意する。
- (4) 体調が悪い場合は、登校せず医療機関を受診する。
- (5) 不安や悩みのある場合は、教職員やスクールカウンセラーに相談する。
- (6) 全校児童、教職員の健康観察及び健康管理の徹底(健康状態の確認と検温)
- (7) 健康状態の確認については、一人一人が記載できるように個票様式用の紙活用
- (8) 登校前の検温→学校玄関での消毒→サーモグラフィーカメラでの検温
- (9) 手洗いの徹底①(長休み後、給食前、昼休み後、掃除後)
- (10) 手洗いの徹底②(体育、理科、家庭、音楽等、共通の教材の使用する授業の前後)
- (11) 校舎内でのマスク着用の徹底(体育などの授業は除く)
- (12) 教室などの換気の徹底
- (13) 密着した遊びの禁止(プロレスごっこ等)
- (14) 食事中の会話は控える
- (15) 校舎内消毒の継続

※当該児童や家族を守ること

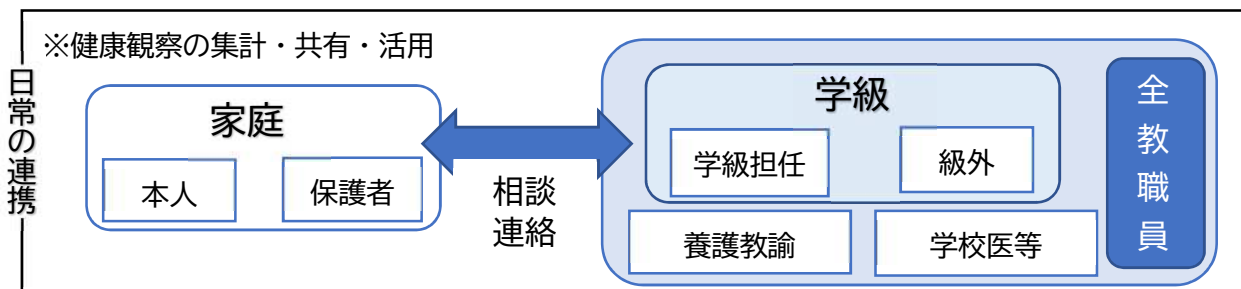
- ・健康観察表のわかりやすい書き方工夫
- ・週案変更は赤ペンで修正を

危機発生時等における心のケアに関する危機管理マニュアル

七尾市立田鶴浜小学校

〔平常時〕 ■心身の健康状態の把握（教職員による朝の健康観察・日常の観察）

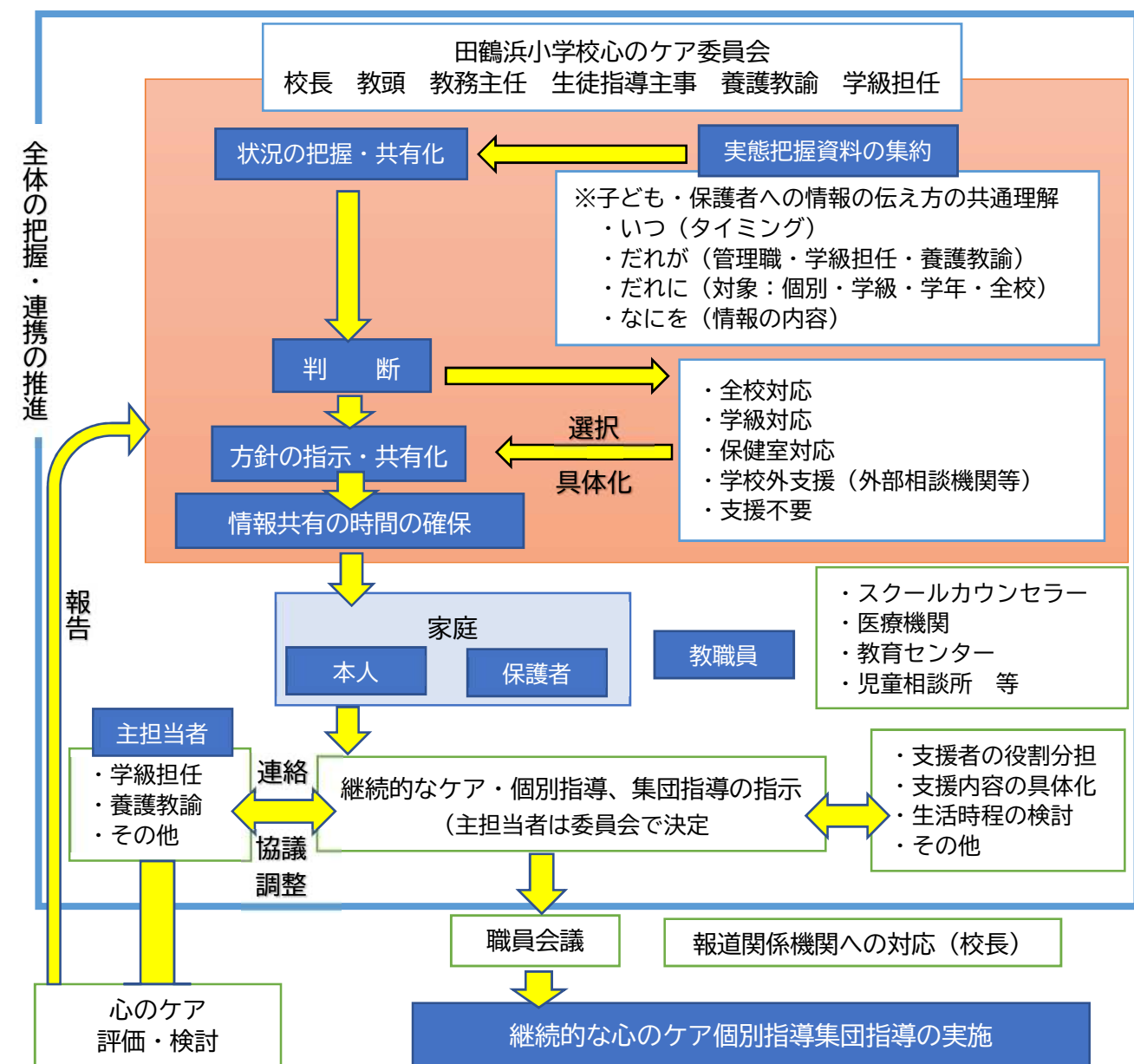
■心のケアに関する教職員の研修（児童理解のための定期的職員会議：月1回及び随時）



〔危機発生時〕

- 正確な情報の把握
- 救急・救命処置
- 安否の確認（自然災害時）
- 心身の健康状態の把握（子ども・保護者・教職員）

- PTA・地域機関との連携
- 教育委員会への情報提供
- 報道機関への対応



災害や事件・事故発生時における心のケアの留意点

災害や事件・事故発生時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なるが、基本的な留意点として次の事項が挙げられる。

- ① 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した災害などでも、子ども、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、子どもの心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。
- ② 特に、災害の場合には、まず、子どもに安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧を優先し、できるだけ早期に平常時の生活に戻すことが大切となる。
- ③ 命にかかわるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。その代表は先述の ASD や PTSD であるが、災害や事件・事故の直後には現れず、しばらく経ってから症状が現れる場合があることを念頭に置く必要がある。
- ④ 学校管理下におけるけがや事件・事故などによる子どもの命にかかわる出来事への対応には、迅速に適切な救命処置を行う。

事態への対応に当たっては、子どもたちに動揺や風評が広まることのないように、子どもや保護者への情報の伝え方（いつ・だれが・だれに・何を）については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた子どもの保護者へは、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）が、速やかに行えるようにすることが重要である。日ごろから応急手当や救命処置等が適切に行われるように訓練を行うなど、救急体制の整備に努める。

- ⑤ 災害や事件・事故の内容によっては、心のケアの前提として体（命）を守るための対応が不可欠となる。例えば、女子生徒が性的被害を受けた場合、感染症及び産科的リスクの回避や外傷の有無の確認が必要な場合もあるので、状況に応じて医療機関を受診させる。また、他の子どもの安全を確保するための措置と被害者のプライバシー保護の両方に配慮した対応が学校に求められる。
- ⑥ 災害や事件・事故の内容によっては法的事項を踏まえた対応が求められる。例えば、上記の性被害のケースでは、心のケアと合わせて事件にどう対処するか判断する上で法的事項の確認が必要となる。
- ⑦ 障害や慢性疾患のある子どもの場合、災害や事件・事故発生時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらないなどの不安を抱えていることも多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障害特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。
- ⑧ 災害や事件・事故においては、教職員が大きなストレスを受けることが多い。子どもの心の回復には、子どもが安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、子どもの心のケアにおいても重要となる。保護者においても同様である。

以上、災害や事件・事故発生時における心のケアの基本的な留意点について述べたが、適切な心のケアの基盤となるのは、「毎日の健康観察」、「メンタルヘルスを担う校内組織体制の構築」、「心のケアに関する教職員等の研修」、「心身の健康に関する支援」、「心身の健康に関する指導」、「医療機関をはじめとする地域の関係機関等との連携」など、平常時からの取組である。さらに、危機管理マニュアルに心のケアを位置付け、実効性のあるマニュアルにするために、定期的に見直しを図ることが大切である。